

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(4) 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける取組状況について

- | | |
|-------|---|
| 資料1 | 取組状況について |
| 資料2 | 地域包括ケアシステム推進ビジョンの5つの視点における
取組状況（令和2年度） |
| 資料3 | 2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築 |
| 参考資料1 | 具体的な「将来のあるべき姿」と取組状況 |
| 参考資料2 | 川崎区中央第一地区カルテ（一部抜粋） |
| 参考資料3 | 包括的相談支援に関する取組 |

令和3年8月31日

健康福祉局

取組状況について

地域包括ケアシステムの構築に向けては、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、全庁を挙げて様々な取組を進めており、その進捗状況については、毎年、「5つの視点における取組状況」として、健康福祉委員会に報告してまいりました。

●基本理念

誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

●基本的な5つの視点


- (1)セルフケア意識の醸成 (2)住まいと住まい方 (3)多様な主体の活躍
(4)一体的なケアの提供 (5)地域マネジメント

(1) 5つの視点における取組状況（例年の報告内容）

推進ビジョンの基本的な5つの視点に基づき、各局区において推進している取組を一覧とし、整理しております。なお、ここで記載した内容は、地域福祉計画に記載されている取組が多くあることから、5つの視点ごとに、

- ① 地域福祉計画に掲載されている事務事業
- ② 各局区の重点事業・各局区の連携事業


に分けて整理しております。



資料2 「5つの視点における取組状況」

(2) 「将来のあるべき姿」の検討

こうした中、地域包括ケアシステムの構築にあたり重要な要素である、市民による考え方の理解度について、推進ビジョン策定当初から横ばいの状況が続いていることから、今年度から、理念や目指す姿をより分かりやすく伝えるため、上記「5つの視点における取組状況」の内容がどのようなことを目指しているのかを整理した「将来のあるべき姿」を検討することとしましたので、途中経過を報告いたします。



資料3 「2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築」 参考資料1 「具体的な「将来のあるべき姿」と取組状況」

地域包括ケアシステム推進ビジョンの5つの視点における取組状況(令和2年度)

視点1 地域における「ケア」への理解の共有とセルフケア意識の醸成

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざす。

①地域福祉計画掲載事業						主な関連局区	
No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区	
1	高齢	介護予防事業(再掲) ※視点3にも記載	<p>①介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 要支援者等を対象とした本市独自の訪問型・通所型サービスの実施 要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の養成 <p>介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)における現行相当サービス及び基準緩和サービスの実施については、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により事業者が参入を控えたことから、目標を下回りました。一方で、要介護・要支援認定者の割合は目標を達成しましたので、利用者のニーズ、取り巻く環境の変化について、研究していきます。また、要支援者等への家事援助の担い手を養成するための「暮らしサポーター研修」を、6名に対し実施しました。</p> <p>②一般介護予防事業(総合事業)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における担い手の発掘 介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援 介護予防のための体操教室や講座を通じた介護予防の普及啓発 <p>一般介護予防事業は、各区地域まもり支援センターにおいて地域の実情に応じた取組を行いました。また、「いこい元気広場事業の実施」については、市内48か所の老人いこいの家において2,379回の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による中止の影響により、計1,741回の実施となりました。今後は、コロナ禍における利用者のニーズ変化や、事業所の参入に対する意欲、意識の変化について研究を進めながら、事業を推進していきます。</p> <p>③自立支援・重度化防止に向けた取組の推進</p> <p>自立支援・重度化防止に向け、各種チラシの配布や市民向け講演会(計8回)等による啓発を実施しました。</p> <p>また、リハビリテーションの視点を踏まえた日常生活や社会参加の支援を提供するため、市内8ヶ所の地域リハビリテーション支援拠点の設置に向けた準備を行いました。</p>	<p>超高齢化社会の進展によるサービス需要に円滑に対応するため、事業内容については実施実績や国の新たな事業構築等を踏まえ、改善しながら実施していきます。</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)における現行相当サービス及び基準緩和サービスの実施については、コロナ禍における利用者のニーズ変化や、事業所の参入に対する意欲、意識の変化について研究を進めながら、事業を推進していきます。</p> <p>いこい元気広場事業は、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら、身近な介護予防の場として、より効果的な実施について検討・改善し、今後も継続して実施していきます。</p> <p>地域リハビリテーション支援拠点については、令和3年10月の本格運用開始に向けて、従事者の研修や関係者への周知等を行うとともに、介護保険制度による加算や総合事業による報酬設定等により、介護サービス事業者との連携を強化する仕組みを検討します。</p>	健康福祉局		
2	高齢	生涯現役対策事業	<p>①シニアパワーアップ推進事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己啓発講演会(年1回) シニア向け講座(傾聴講座1回、パソコン講座3回) 情報誌の発行(年4回) <p>自己啓発講演会を1回、シニア向け講座を計4回実施し、情報誌も4回発行しました。</p> <p>②全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣(21種目、約150名)</p> <p>全国健康福祉祭(ねんりんピック)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催延期となったため、選手派遣も行いませんでした。</p> <p>③介護予防いきいき大作戦の推進(講演会開催回数:1回)</p> <p>介護予防いきいき大作戦は、養成講座2回(計8日間)、Zoom体験研修1回、講演会1回をそれぞれ開催しました。なお、普及啓発イベントについては、緊急事態宣言を受けて中止しました。次年度についても引き続き感染症対策等の実施に向けた準備を進めつつ、全市的なイベント実施の方針を踏まえて開催の可否を判断します。</p> <p>④敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施</p> <p>敬老祝品の贈呈を実施しました。また、市長敬老訪問は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から訪問は中止し、挨拶状及びお菓子の贈呈を行いました。</p>	<p>本事業においては、高齢者がいきいきと生活していけるよう、地域での積極的な役割を担えるような環境づくりに努めるとともに、自身のいきいきや趣味を見つけながら、仲間づくりができるよう支援しています。超高齢社会を迎える中、非常に重要な取組となることから、シニアパワーアップ推進事業や敬老祝事業、全国健康福祉祭への選手派遣は引き続き実施します。</p> <p>また、介護予防いきいき大作戦事業については、事業開始から10年が経過したことを受け、普及啓発イベントや講演会については引き続き実施しつつ、これまで養成してきたいきいきリーダーの活用やより効果的な講座等の実施にシフトするなど、見直しを図ります。全国健康福祉祭選手派遣事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や開催県の動向などを注視しながら、派遣準備を引き続き進めます。</p> <p>なお、普及啓発イベントについては、次年度についても引き続き感染症対策等の実施に向けた準備を進めつつ、全市的なイベント実施の方針を踏まえて開催の可否を判断します。</p>	健康福祉局		

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
3	高齢	老人福祉普及事業	<p>①かわさき福寿手帳の発行 かわさき福寿手帳の適正な交付により、本市における高齢者福祉サービスについての周知及び理解と関心を高め、高齢者が心身ともに健康で明るい生活を続けていくことができるよう支援しました。なお、年度ごとに交付対象である65歳到達者の人数が増減するため、それに伴い交付実績数も増減しています。</p> <p>②老人福祉大会・老人クラブ大会、老人スポーツ大会、老人健康促進事業の実施 老人福祉大会・老人クラブ大会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止し、功労者及び優良老人クラブ表彰の授与(郵送)のみ実施しました。また、老人スポーツ大会及び老人健康促進事業についても、同様の理由から今年度の実施は見送りました。次年度以降も、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえながら、実施可否について検討します。</p>	<p>感染症対策を講じながらの事業実施について検討し、引き続き高齢者福祉に関する普及啓発に積極的に取り組んでいきます。</p>	健康福祉局	
4	高齢	認知症高齢者対策事業	<p>①認知症対応力向上に向けた、認知症介護指導者養成研修(2人以上)、認知症サポート医養成研修(3人以上)、フォローアップ研修(30人以上)、かかりつけ医研修(50人以上)、病院医療従事者の認知症対応力向上研修(150人以上)の実施 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、研修の受講者が減少したことなどから、認知症対応力向上に向けた研修結果は、認知症介護指導者養成研修(0人)、フォローアップ研修(14人)、かかりつけ医研修(20人)、病院医療従事者への研修(24人)について目標値を下回りましたが、認知症サポート医(3人)については、目標値を達成できました。令和3年度については、受講者の増加に向けて、オンラインを活用した実施等について関係団体と検討を行います。</p> <p>②認知症訪問支援チームによる早期診断・早期対応に向けた取組 認知症訪問支援事業を全区で実施しました。</p> <p>③認知症高齢者等の支援の実施 ・認知症サポーター養成講座の実施(8,000人以上) ・認知症の人が早期に適切な医療・介護サービスにつながるための、若年性認知症ガイドブック、認知症ケアパス等の普及支援や、認知症カフェの普及に向けた取組の実施 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、受講者や開催機会が減少したことから、認知症高齢者等の支援の実施については、認知症サポーターを1,936名養成しましたが、目標値を下回りました。令和3年度については、受講者の増加に向けて、オンラインを活用した実施等について関係団体と検討を行います。</p> <p>④介護者の負担軽減に向けた取組の推進 ・認知症介護経験者によるピアカウンセリングや専門医療相談等の認知症コールセンターの運営 ・徘徊高齢者の早期発見に向けた「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」の実施 介護者の負担軽減に向けた取組として、認知症コールセンターを運営しました。また、「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」については、早期の身元特定のため、二次元コードを用いたネームプリントを使用するとともに、コールセンターを設置しました。</p>	<p>目標値を下回った認知症介護指導者養成研修、フォローアップ研修、かかりつけ医研修、病院医療従事者への研修、認知症サポーター養成講座については、受講者の増加に向けて、オンラインを活用した実施等について関係団体と検討を行います。</p> <p>認知症訪問支援事業については、取組内容を検証しながら、効果的・効率的に事業を推進します。</p> <p>認知症高齢者等の支援の実施については、世界アルツハイマーデー等の機会を捉えたイベントの実施や、認知症アクションガイドブック等の啓発冊子を用いて、認知症に関する普及啓発を行っていきます。</p> <p>また、令和2年度から開始した、若年性認知症支援コーディネーターの設置による就労継続・社会参加等の支援や、早期発見のための軽度認知障害(MCI)スクリーニング検査モデル事業については、取組内容を検証しながら継続実施するとともに、地域の医療提供体制及び連携体制の強化のため、認知症患者医療センターを2か所増設(計4か所)します。</p>	健康福祉局	
5	健康・医療	生活習慣病対策事業	<p>①さまざまな主体との連携による生活習慣病予防の取組の推進 生活習慣改善に向け、各種チラシやかわさきFM等による市民向け啓発を実施しました。</p> <p>②関係機関や企業と連携した取組の実施 各種健康保険組合や労働安全衛生協会、地域の企業等と連携した講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンラインによる開催(1回)となりましたが、在宅勤務等働き方が変化している中において、自宅でする健康づくりに関する情報等をホームページに掲載し、普及啓発を行いました。今後も従来の取組方法にとらわれず、様々な媒体を活用した普及啓発を実施します。</p> <p>③企業等と連携したイベント実施や広報等の実施 地域関係団体や職域保険機関と連携し、生活習慣病対策・健康づくりのきっかけの一環として「かわさき健康チャレンジ」を実施しました。</p> <p>④国民健康保険被保険者等における生活習慣病・ハイリスク者に対する働きかけの実施 生活習慣病重症化予防事業を実施し、ハイリスク者全員に対して働きかけを行いました。</p>	<p>生活習慣病対策は予防が重要であることから、関係機関と連携し、新しい生活様式の中での効果的な普及啓発について検討・実施していきます。</p> <p>なお、生活習慣の改善には個人々の取組が重要であるとともに、発症には社会情勢等も関連するため、今後も対策を実施していきます。</p> <p>生活習慣病重症化予防事業については、「第2期川崎市データヘルス計画改定版～中間評価と今後の方向性～」に基づき、対象者の拡大と保健指導の導入を行い、取組を強化していきます。</p>	健康福祉局	

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
6	健康・医療	食育推進事業	<p>①第4期食育推進計画に基づく取組の推進 食に関する市民の意識や実態を把握するため、無作為抽出による20歳以上の市民3,500名を対象に「川崎市の食育の現状と意識に関する調査」を実施した結果、「地域で活動に参加している人の割合」は前回調査から低下しました(前回33.6%)。さらに、食に関するボランティア活動の支援を目的に、地域で食生活の向上に取り組んでいる「食生活改善推進員」に対する養成教室を各区で実施し(計6回、31人が受講)、コロナ禍における外出制限等も要因となり、食生活改善推進員養成人数は例年に比べて増加が緩やかとなりました。今後は地域での活動参加者を増やすため、各関係団体等と連携しながら、取組強化を図っていきます。</p> <p>②多様な主体と連携したイベントや講座等の実施による普及啓発の推進 食育関係団体、企業、公募市民等からなる「食育推進会議」を部会のみ2回開催し、本市の食育のあり方や普及啓発について検討しました。また、食育関係団体と連携し、毎年実施しているイベントや講座、6月と9月に実施している街頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて中止しました。今後は、更なる広報の強化に向け、HPの充実やオンライン等の非接触型の取組を展開していきます。</p>	<p>広報等の見直しや工夫により、食生活改善推進員の養成数は目標を達成しました。引き続き、食に関する活動に参加するきっかけづくりを検討し、地域での効果的な普及啓発を推進していきます。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大により食育キャンペーン活動等が実施できなかったことから、新しい生活様式の中での効果的な活動手法について検討していきます。</p>	健康福祉局	
7	健康・医療	がん検診等事業	<p>①国の指針等に基づくがん検診等の継続実施 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、年度当初にがん検診等の新規受付を一時中止しましたが、国の指針等に基づくがん検診等を着実に実施しました。</p> <p>②がん検診・特定健診等コールセンターの運用 ③がん検診台帳システムを活用した個別受診勧奨等、受診率向上に向けた取組の実施 コールセンター及び台帳システムの活用により、未受診者及び精密検査未受診者への受診勧奨を着実に実施しました。</p> <p>④包括協定の締結企業等と連携した普及啓発等、がんに対する意識向上の取組の実施 包括協定企業や区役所によるリーフレット配布等、様々な機会、多様な対象に受診勧奨を行いました。</p> <p>その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた受診控えを防ぐ目的から、リーフレットの内容を工夫し、市立学校の保護者向けや協定企業を通じてのリーフレット配布を実施しました。</p>	<p>各がん検診について、郵送などによる個別受診勧奨や各種普及啓発を実施することで受診率の向上を図り、より効果的に進めていきます。</p>	健康福祉局	
8	子ども・子育て	子どもの権利施策推進事業	<p>①広報資料・ホームページの活用によるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及の促進(広報資料配布部数:166,500部以上) 条例の解説パンフレット等の広報資料を作成し、市内の全児童生徒及び市民等に配布することで権利学習に活用し(179,567部)、「かわさき子どもページ」に各部署のイベント情報を掲載して、さまざまな世代に対して広報及び意識普及を促進しました。</p> <p>②講師派遣や「かわさき子どもの権利のつどい」の開催等による広報及び意識普及の促進(講師派遣事業参加者数:1,000人以上) 新型コロナウイルス感染症の影響により講師派遣依頼が大幅に減少しましたが、子どもに関わる職員等を対象とした研修等に講師を派遣しました(各区保育総合支援担当で実施した人権関連研修の参加人数との合算:659人)。今後はインターネットコンテンツを活用した研修が行えるように検討します。</p> <p>③「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進 「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を作成するとともに、「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に関する取組状況の集約及び公表を行いました。</p> <p>④「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施 「子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施し、その結果を公表しました。</p> <p>その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、毎年開催している「かわさき子どもの権利の日のつどい」も開催方法の変更や人数制限、内容の一部を後日動画配信等の工夫をして実施しました。また、子どもの権利について改めて広報啓発する目的でポスターを作成(1,000部)し、市バス車内ほか市内各所に掲出しました。</p>	<p>子どもの権利を守るためには、子どもの権利についての意識を普及する必要があります。今後も、世代など対象に合わせた情報発信方法等について改善しながら継続し、子どもの権利が尊重されて子どもが自分らしく生きることができる「子どもにやさしいまちづくり」を推進します。 派遣講師による研修では、動画配信やeラーニングの実施に取り組み、かわさき子どもの権利の日のつどいの開催については、引き続き新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、感染拡大防止のための人数制限や規模縮小等を含め、状況に応じて適切に実施していくとともに、そのような状況でも事業の目的を達成できるような手法を検討します。</p>	子ども未来局	

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
9	地域福祉・コミュニティ	福祉サービス第三者評価事業	<p>①社会福祉法人に対する指導監査の実施 平成29年4月の社会福祉法改正に伴い、一般監査の周期がこれまでの2年から3年に見直され、所管する49法人(合併・新設により、令和3年1月末現在43法人)全てを3年間で監査する計画を立てています。3年目となる本年度については、対象14法人に実地による法人指導監査を実施するとともに、その他の所管法人に対しては、監査等における留意事項について通知を行いました。</p> <p>②第三者評価の実施 第三者評価については、市内事業所62件(児童53件、障害6件、高齢3件)の受審がありました。</p> <p>③経営改善支援事業の実施 経営改善支援事業では、市内の社会福祉法人に対し経営改善に資する研修を2回実施しました。</p>	平成29年4月の社会福祉法改正により、法人に対する指導権限の強化、指導監査ガイドラインの見直し、監査周期の変更など、法人指導監査に関する大幅な見直しが行われましたが、当初の改定スケジュールを延期している基準もあるため、今後とも国の動向を注視し適切な指導監査を実施します。	健康福祉局	
10	地域福祉・コミュニティ	地域福祉情報バンク事業	川崎市総合福祉センターにおいて、多様化する生活ニーズに対応して、福祉団体や福祉サービス、福祉関連図書等の地域情報を提供するとともに、相談に応じました(かわさき福祉情報サイト「ふくみみ」の運営、ふくし相談(相談件数544件))。	福祉情報の発信の強化と相談事業の充実に向けて、引き続き事業を実施してまいります。	健康福祉局	
11	地域福祉・コミュニティ	生活困窮者自立支援事業	<p>①「川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」による、国の動向等を踏まえた、生活困窮者への就労・生活支援等の実施 だいJOBセンターの新規相談者数は、昨年度と比較して30%増加しました。主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、「住居確保給付金」や貸付等の問合せ・相談が増加したことによるもので、センター職員の増員により「住居確保給付金」の迅速な支給に努めるとともに、相談者に対して生活状況を確認し、必要な支援につなげました。一方、就職率は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい雇用情勢により、求職者が求人数を上回り、また、求人のある業種と求職者の希望する業種との乖離などにより、目標を下回りました。今後は、きめ細かな相談支援により利用者の希望の幅を広げていくこと、ハローワーク等の就労支援機関とのより一層の連携や企業開拓による求人の掘り起こしに努めます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、生活困窮者の増加が見込まれます。住居確保給付金等の制度改正も引き続き考えられるため、国の動向を踏まえながら、迅速かつ適切に対応できる体制を整備する必要があります。</p> <p>また、雇用情勢は引き続き厳しい状況が見込まれますが、きめ細かな相談支援により利用者の希望の幅を広げていくこと、ハローワーク等の就労支援機関とのより一層の連携や企業開拓による求人の掘り起こしに努めます。</p>	健康福祉局	
12	地域福祉・コミュニティ	更生保護事業	<p>①保護司会等、更生保護関係団体への支援 市内の更生保護関係団体である川崎市保護司会協議会、川崎市更生保護女性連絡協議会、川崎市保護観察協会、更生保護法人川崎自立会に対して運営支援を行うとともに、補助金等の交付を適正に行うことにより、更生保護事業の推進に寄与しました。</p> <p>②「社会を明るくする運動」の実施 「社会を明るくする運動」については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、街頭活動を中心に多くの行事が中止となりましたが、75の行事を行い、延べ9,450人が参加しました。</p> <p>③再犯防止の取組の推進 川崎市再犯防止推進会議を開催し、再犯防止推進計画に関する意見を聴取するとともに、市内における再犯防止関係団体のネットワークづくりに寄与しました。</p>	<p>本事業の取組により、市内における刑法犯認知件数は減少傾向にあります。その一方で、検挙者数に占める再犯者率は上昇しており、立ち直りが難しい人たちの割合が高くなってきています。そのような状況に対応するため、「川崎市再犯防止推進計画」に基づいて取組を進めるとともに、川崎市再犯防止推進会議等での取組等に関する意見を聴取し、改善しながら取組を進めていきます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に「社会を明るくする運動」では従来の形式での事業の実施が難しくなっていますので、コロナ禍における効果的な実施方法について検討を行います。</p>	健康福祉局	総務企画局 財政局 経済労働局 まちづくり局 子ども未来局 教育委員会事務局

②各局区の重点事業・各局区の連携事業等						
No.	分類	事業名等	事業概要	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	川崎市における高齢者の暮らし方と健康に関する学術調査	令和2年度当初は川崎病院、井田病院にて追跡調査を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度は中止することが決定しました。	追跡調査について、当初は川崎病院、井田病院にて実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2年度は中止し、令和3年秋に川崎市産業振興会館を会場として、実施する予定です。	臨海部国際戦略本部	健康福祉局 病院局
2	高齢	図書館における認知症の普及啓発及びシニアライフへの情報提供の取組	<p>宮前図書館に「認知症の人にやさしい小さな本棚」コーナーを設置し、認知症及び介護などに関する書籍やチラシ・パンフレット類により情報提供を行っています。認知症等の知識や理解、市民への普及・啓発を進めるほか、宮前区内地域包括支援センター、健康福祉局地域包括ケア推進室、宮前区役所などと連携し、誰もが安心して利用できる図書館運営を行っています。特に地域の情報として「地域包括支援センター」機関紙など福祉に関する情報誌等を掲示・配布して、気軽に手に取ってもらおうとしています。また、宮前区役所の介護に関する相談等の事業では、区内地域包括支援センター職員の推薦本を展示し、本を通して理解・啓発を行いました。</p> <p>9月は世界アルツハイマー月間に伴い、市立図書館(川崎・中原・高津・宮前・麻生)では認知症啓発イベントとして関連本コーナーを期間限定で設置しました。</p> <p>多摩図書館では、シニア層の健康やライフスタイル等に特化した常設コーナーを設けました。認知症や健康情報等の本を集め、情報提供をしています。</p> <p>幸図書館では、令和元年度に実施した地ケア関連特集展示が好評であったことを受け、令和2年度に常設の「健康長寿コーナー」を設置しました。認知症に加え、フレイル対策として食生活・運動・地域参加に関する書籍や、幸区役所地域みまもり支援センターのチラシ・パンフレット類を設置して情報提供を行っています。</p>	<p>宮前図書館では昨年度、認知症サポーター養成講座を受講していない職員向けに認知症に関する理解や的確な対応を深める研修を実施しました(宮前図書館6名参加)。今後も職員の意識向上などを踏まえた職員研修を行います。</p> <p>また、本を通して認知症を理解するための関連本展示などを定期的に行います。</p> <p>宮前図書館や幸図書館での実施内容を踏まえ、各区の図書館における実施に向け検討を進めます。</p> <p>市立図書館各館で各関係機関と連携し、本を通して認知症理解を進める取り組みを行います。</p> <p>多摩図書館では定期的に入れ替えを行い、シニアを軸に様々なテーマで本を揃え、コーナーから情報提供をしていきます。</p>	教育委員会事務局	健康福祉局 幸区役所 宮前区役所
3	障害	障害者雇用(チャレンジ雇用)	一定期間勤務し、業務や研修等を行いながら就労に向けた知識や技能を習得し、経験を積んだ上で一般企業等への就職につなげる知的障害者を対象としたチャレンジ雇用を実施します。	現状の取組を推進します。	健康福祉局	総務企画局 教育委員会事務局
4	健康・医療	健康リビング推進事業	高齢者をはじめ誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、家庭内で発生する健康寿命にかかわる事故等の予防対策及び生活の質を高める情報提供として、高齢者向けの住まいに関する冊子(健康!快適!スマイル住まい)の配布、関係部署を含めたインターネットホームページでの公表等を中心に啓発を実施しています。広く市民に啓発するため、区役所ロビーにて2回のパネル展を開催しました。また、市民自らが居住環境づくりを推進するための衛生知識の普及啓発として講習会を104回実施しました。	今後も関係部署と連携して、効果的な啓発資料の作成及び啓発手法の検討等、効果的な啓発を継続実施します。	健康福祉局	各区役所
5	健康・医療	市立病院の医師等の専門職を講師とする市民公開講座、出前講座	<p>市立病院の医師等による病気の治療や予防を内容とした市民公開講座を動画配信で開催し、介護予防や日常生活支援等を内容とした出張講座を実施しました。(開催数・参加者数)</p> <p>市民公開講座 川崎病院:3回/多摩病院:3回 町内会等への出張講座 井田病院:8回、122名</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、新たな生活様式を踏まえた開催方法等の検討を進めます。</p> <p>また、井田病院においては川崎病院及び多摩病院の実績を踏まえて、市民公開講座の動画配信による開催を検討します。</p>	病院局	健康福祉局
6	子ども・子育て	さいわいものづくり体験事業「科学とあそぶ幸せな一日」の開催	「新川崎・創造のもり」において、幸区に研究施設をもつ企業等と連携し、幸区の子どもたちが科学技術に親しみ体験的に学べる場を提供しました。併せて、区内に研究開発施設及び関連教育機関が集積している幸区の魅力を広く発信することで、各施設への区民の理解を深め、地域と当該施設との結びつきを図ります。	来年度以降も事業継続予定。幸区役所、経済労働局、慶應義塾大学、かわさき新産業創造センターで企画内容の検討を行い、協働でイベントを開催します。	幸区役所	経済労働局 健康福祉局

No.	分類	事業名等	事業概要	今後の方向性	所管局区	関連局区
7	子ども・子育て	なかはら子ども未来フェスタ	親子と地域との交流の機会を創出し、地域社会全体で子育てを行う土壌を醸成することを目的として、区民が主体的に作り上げる子ども向けのお祭りである、なかはら子ども未来フェスタを開催しています。令和2年度は区内商業施設と連携し、密を避けたスタイルで「子どもたちの作った大きな作品展示」及び区内の「子育て施設、団体等による子育て情報の発信」を中心に開催しました。	次年度以降も地域主体の実行委員会において内容を検討し、子育て関連団体、区民ボランティア、子育て関連施設等と連携して、なかはら子ども未来フェスタを実施します。	中原区役所	こども未来局 教育委員会
8	教育	副読本「ふれあい」等、各局連携による各種副読本の活用	健康福祉局発行の副読本「ふれあい」等各局と連携して発行されている副読本を有効に活用した授業を推進しています。 健康福祉局「ふれあい」/環境局「くらしとごみ」「わたしたちのくらしと環境」「あしたをつかめ!いいね それなら できる」/上下水道局「川崎市の水道」「川崎市の下水道」/消防局「川崎市の消防」/建設緑政局「かわさきの道と川」/まちづくり局「まちは友だち」/川崎南税務署「わたしたちのくらしと税」	今後も、各局に協力して、副読本の執筆、編集等に携わるほか、市内の小・中学生に副読本を紹介して、各教科や総合的な学習の時間等において活用を図ります。	教育委員会 事務局	健康福祉局 環境局 建設緑政局 上下水道局 消防局
9	防災	市民向けぼうさい出前講座や啓発冊子の配布等	市民向けぼうさい出前講座や啓発冊子の配布、防災イベントの開催などにより、防災意識の向上を図りました。 (出前講座受講者数:令和元年度 約11,796人 / 令和2年度 約3,600人) (令和2年度:学校・保育園等を通じて配布したタブロイド判防災広報誌(40万部発行)により、風水害への備えや避難行動について普及啓発)	自助・共助の取組の推進に向けた啓発事業の更なる強化に向けた検討を進めます。	総務企画局	健康福祉局
10	人権	男女平等推進事業	誰もがあらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることなく、自立することができ、共に働き、学び、生活することができる快適で平和な男女共同参画社会の実現を目指します。	男女平等かわさき条例や男女平等推進行動計画に基づき、男女共同参画センターやかわさき男女共同参画ネットワーク等と連携し、男女平等施策を推進します。	市民文化局	健康福祉局
11	地域福祉・コミュニティ	かわさきパラムーブメントの推進	東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機として、特にパラリンピックに重点を置き、人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくりのために「かわさきパラムーブメント」の取組を推進します。さらに、英国代表チームの事前キャンプの受入れに向けた取組を推進します。	かわさきパラムーブメントで策定した9つのレガシー形成に向け、理念浸透を図り、市民がゲストではなくキャストとして主体的に取組に参加していくことで、ムーブメントがより大きなうねりとして市内全域に広まることから、市民活動を創発するための取組を拡充し、様々な主体の協働・連携によるパラムーブメントの推進を図ります。 一方で、令和元年度に実施したパラムーブメントの視点による事務事業チェックの結果を活用しながら、庁内におけるレガシー形成や理念浸透に向けた取組を促進していきます。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、取組の延期・中止やオンライン化を余儀なくされましたが、今後、より多くの方が安全・安心してイベント等に参加できる手法を検討していきます。	市民文化局	全局・区
12	地域福祉・コミュニティ	普及啓発の取組を通じた動物飼育に関する福祉団体との連携	多頭飼育問題等、ペットが原因のトラブルを未然に防ぎ、生活支援の円滑な運用に繋がることを目指して、ペットを飼育する際に注意すべきポイントを記した小冊子及びチラシ「ペットと暮らす『さすせそ』」を発行し、動物関係部署だけでなく福祉関係部署・団体に配布しています。	今後もより一層の普及啓発による動物・福祉関係部署の連携を目指して、取組を進めます。	健康福祉局	各区役所
13	地域福祉・コミュニティ	パラスポーツ体験会の実施	オリンピックパラリンピックを見据え、障害者も取り組むことができるスポーツの普及を促進するため、パラスポーツ体験会等を実施し、健常者と障害者の交流の機会を創出します。	障害者スポーツへの関心や障害に対する理解を一層深めることを目的とし、市内小学校・中学校等において、障害者スポーツ体験講座「パラスポーツやってみるキャラバン」を実施します。 (令和2年度「パラスポーツやってみるキャラバン」実績:12回)	市民文化局	全局・区
14	地域福祉・コミュニティ	橘樹官衙遺跡群保存活用事業	橘樹官衙遺跡群の保存活用をすすめていくため、高津区、宮前区とも連携しながら史跡ガイドツアー、展示会などを実施し、地域の方々とともに、遺跡だけではなく、地域の魅力発見をしています。	今後も引き続き様々な事業を展開していくとともに、更に協力し合える部分については、史跡に係わらず実施していきます。	教育委員会 事務局	高津区役所 宮前区役所

視点2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望に合った住まい方が確保された環境をめざす。

①地域福祉計画掲載事業					主な関連局区	
No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	いこいの家・いきいきセンターの運営	<p>①指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営 指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営を適切に実施しましたが、緊急事態宣言の発出による全施設を一時休館したこと、利用者の人数制限を行ったことにより成果指標の達成には至りませんでした。新型コロナウイルス感染症収束までの間は、利用者の感染防止を最優先に施設の運営を行います。</p> <p>②いきいきセンター併設老人デイサービスセンター跡地の整備(1か所) いきいきセンター併設老人デイサービスセンター跡地の整備は、工事内容や施工時期の精査を行い、令和3年度に実施することとしました。</p> <p>③施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施(実施数:2か所) 施設の老朽化対策等に係る補修工事(2か所)及び長寿命化予防保全工事(5か所)を実施しました。</p> <p>④いこいの家・いきいきセンターの移転・整備 ・等々力いこいの家の移転、供用開始 ・中原いきいきセンターの移転整備に向けた検討 ・「いこいの家・老人福祉センター活性化計画(IRAP)」に基づくいこいの家機能の展開(実施数:1か所) いこいの家・いきいきセンターの移転・整備については次のとおり実施しました。 ・等々力いこいの家は令和2年10月に硬式野球場内に移転し、供用開始しました。 ・中原いきいきセンターについては、日医大側と引き続き移転に向けた協議を行いました。</p> <p>・IRAPに基づくいこいの家の機能展開として、生涯学習プラザにおけるシニア向け無料開放デーを令和2年10月から開始しました。 ・支所再編に伴い、庁内関係部署や指定管理者と、大師いこいの家及び田島いこいの家の移転に向けた協議を行いました。</p> <p>⑤多世代交流をはじめとした地域交流の促進を目的とした事業の実施 多世代交流をはじめとした地域交流の促進を目的とした事業(全施設)を指定管理事業として実施しました。</p>	<p>地域包括ケアシステム推進ビジョンや今後のコミュニティ施策の基本的考え方を踏まえ、引き続き地域交流を促進するとともに、IRAPに基づきいこいの家機能の展開等に取り組んでいきます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、各施設における諸室の人数制限等を行っている中で、新たな利用者の獲得や各種事業の実施内容について検討していきます。</p>	健康福祉局	
2	子ども・子育て	こども文化センター運営事業	<p>①今後の運営のあり方を踏まえた児童の健全育成に向けた取組の推進 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者の外出自粛の傾向があり、また施設としても定員の設定、イベント制限、一部の期間において休館などの措置を行ったことにより、利用人数は目標を下回りましたが、施設内の消毒に加えて、消毒液などの配備、利用室内のパーティションの設置や机の配置工夫、イベントの態様変更など利用者の感染防止対策に配慮し、施設の機能を維持しながら運営し、児童の健全育成に寄与しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため直接の対面を伴う交流イベントは一部未実施となっていますが、感染防止対策に配慮し、学校、高齢者施設、地域団体等との連携による多世代連携事業や児童との交流、遊びの指導・見守りを行うとともに、児童の自主性を引き出すことを意図した様々な活動や行事(ゲーム大会の実施、地域の方と協働で地域安全マップの作成、いのちの大切さを伝える読み聞かせや子ども運営会議の実施など)を行いました。引き続き、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、3密状態の回避などをはじめ、各室の利用方法や各行事の実施方法の見直しについて検討しながら取組を進めます。</p> <p>②施設等の計画的な維持・補修の実施 桜本こども文化センター、二子こども文化センター、平こども文化センター及び長尾こども文化センターにおける外壁補修工事、柿生こども文化センター及び麻生こども文化センターにおける屋上防水や外壁補修工事等、施設の計画的な維持・補修を実施しました。</p> <p>③小杉こども文化センターの整備推進及び開設 小杉こども文化センターを8月に開設しました。</p> <p>④いこいの家等との交流をはじめとした多世代交流の促進に向けた取組の推進 今年度は、直接対面する交流は控え、児童の作品の贈呈や作品の展示会の開催などの行事に代えて実施するなどして、老人いこいの家等との連携強化を図り、多世代交流の促進に向けた取組を推進しました。</p>	<p>市内58か所のこども文化センターにおいて、青少年の健全育成事業を実施するとともに、今後は、乳幼児を持つ保護者、小学生、中学生や高齢者まで、多世代が相互に交流することにより、子どもたちが、互いに支え合うことを学びながら育ち、地域の一員として主体的に活動していく力を培うための環境づくりを推進していきます。</p> <p>引き続き、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、3密状態の回避などをはじめ、各室の利用方法や各行事の実施方法の見直しについて検討しながら取組を進めます。</p>	こども未来局	

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
3	子ども・子育て	地域子育て支援事業	<p>①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施、事業の利用促進に向けた取組の推進(延べ利用人数:222,177人以上※【第2期実施計画上の数値:281,634人以上】)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域子育て支援センターの利用人数は117,183人と目標を下回りましたが、職員向け研修を2回実施するとともに、関係機関が実施する研修を案内し、市民サービスの質の向上のための人材育成を行いました。今後も、電子媒体を活用した情報発信の強化に努め、地域子育て支援センターの利用の促進を図ります。</p> <p>②ふれあい子育てサポート事業の実施、事業の利用促進に向けた取組の推進(子育てヘルパー会員平均登録数:830人以上)</p> <p>ヘルパー会員登録研修会を年4回開催しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子育てヘルパー会員平均登録数は758人と目標を下回りました。引き続き、対応できる子育てヘルパー会員登録者を増やすために、会員募集の広報の充実等に努めるなど、ふれあい子育てサポート事業利用促進の取組を進めます。</p> <p>③「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の実施</p> <p>「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組及び年度評価を実施し、「子ども・若者の未来応援プラン」点検・評価結果報告書を作成しました。</p> <p>その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、地域子育て支援センター等における感染拡大を防止するため、マスクや消毒液等を配布するとともに、小学校の臨時休業等に伴うふれあい子育てサポート事業の利用料相当額の補助を行いました。</p>	<p>地域子育て支援センター事業及びふれあい子育てサポート事業により、子育てに負担感・不安感を持つ家庭への地域における相談・支援体制づくりを推進していきます。</p> <p>なお、成果指標である「ふれあい子育てサポートセンターの利用人数」は目標未達成となっていますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響が大きな要因であると考えられるため、引き続き、運営団体と連携し、「新しい生活様式」を踏まえながら、広報等の強化を行い、取組を進めていきます。</p>	こども未来局	
4	教育	地域の寺子屋事業	<p>①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進(地域や学校の状況に応じて柔軟に拡充)</p> <p>地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和元年度の55か所から令和2年度は65か所まで着実に増えており、あわせて、令和3年度の更なる開講に向けての準備も進めましたが、平成30年度の数値を下回っています。寺子屋の拡充に向け、引き続き、寺子屋の運営を担う人材や団体の育成、発掘を進めていきます。</p> <p>②養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材(寺子屋先生・寺子屋コーディネーター)の確保(参加人数:2,000人)</p> <p>寺子屋先生養成講座を市内7か所で開催し、うち2か所は中学校の学習支援を行う人材の養成を行い、合計で91人の参加がありました。また、寺子屋コーディネーター養成講座を市内3か所で開催し、合計で40人の参加がありました。</p> <p>③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発</p> <p>12月13日に地域の寺子屋推進フォーラムを川崎アゼリアで開催し、寺子屋についての考えを深めるとともに、広く市民の方へ寺子屋事業の周知を図りました。</p> <p>④地域の状況を踏まえ、外国につながる児童を対象とする寺子屋分教室を開設</p> <p>外国につながる児童を対象とした寺子屋分教室を4か所の寺子屋で実施し、日本語学習の支援を進めました。</p>	<p>地域や学校の状況を踏まえた寺子屋事業の推進については、全小中学校への寺子屋の拡充を目指して、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。</p> <p>養成講座等による、寺子屋事業の運営に関わる人材の確保については、寺子屋の拡充に向けて、寺子屋の運営を担う人材や団体の発掘、育成を行っていきます。</p> <p>地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発については、寺子屋事業をより多くの方に知ってもらうために、フォーラムを開催する等、広報活動に取り組みます。</p> <p>外国につながる児童を対象とした寺子屋分教室については、地域の状況を踏まえながら、日本語学習の支援を実施していきます。</p>	教育委員会事務局	
5	住宅	居住支援協議会の運営	<p>①入居支援体制については、引き続き、川崎市住宅供給公社で実施する「すまいの相談窓口」において不動産店のマッチングを実施すると共に、不動産店とのワーキンググループを実施し、制度周知や物件提供までの連絡体制の強化により、相談窓口の充実を図りました。</p> <p>②登録住宅制度に関する家主向けセミナー(1回)を開催したほか、家主に対する住宅確保要配慮者への理解に向けた啓発や神奈川県居住支援協議会と連携し、登録支援を実施し、2戸の登録がありました。</p> <p>③契約手続き等の同行支援については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則電話等による相談対応としたことから2件となりましたが、相談者の円滑な手続きに向けて不動産事業者や福祉部局等との事前調整支援を7件実施しました。</p> <p>④居住支援制度について、市の協定先保証会社の家賃債務保証を活用した入居支援を112件行いました。</p>	<p>引き続き、多様な支援の担い手との連携強化等により、家主・不動産事業者の不安軽減のための取組の推進、居住支援体制の充実を図るなど、住宅確保要配慮者が円滑に居住を確保するための取組を推進していきます。</p>	まちづくり局	健康福祉局
6	地域福祉・コミュニティ	地域福祉施設の運営	<p>①総合福祉センターの運営</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めた上で総合福祉センターを円滑に運営し、福祉に関する情報の収集及び提供や、市民による福祉活動を促進するための講習、講座等の取組を行い、847件の相談を受けました。</p> <p>②福祉バルの運営(7か所)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めた上で福祉バルを円滑に運営し、福祉に関する情報の収集及び提供並びに相談業務を実施しました。また、研修室やボランティアコーナーを設け、市民の利用に供した結果、利用者数は14,863人となりました。</p>	<p>川崎市総合福祉センターについて、令和元年度に見直した長期修繕計画に基づき、計画的に修繕を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の状況や講習参加者のニーズに対応し、オンライン等の多様な手法を用いた上で講習を開催することなどにより、施設利用者の利便性を改善しながら、引き続き事業を実施していきます。</p>	健康福祉局	

②各局区の重点事業・各局区の連携事業等						
No.	分類	事業名等	事業概要	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	在宅生活を支える介護サービス基盤の整備	在宅生活を支える地域に密着した認知症高齢者グループホームなどの介護サービス基盤の整備を進めます。 (グループホーム事業所数:126か所[平成31年3月1日時点])	中重度の要介護高齢者の在宅生活を支えていくための居宅サービスや地域密着型サービスの拡充に引き続き取り組みます。	健康福祉局	
2	高齢	特別養護老人ホームの整備	公有地を活用した新設特別養護老人ホームでの医療依存度の高い高齢者や高齢障害者の受け入れを進めます。	引き続き、高齢者の多様な居住環境の実現に向け、取組を推進していきます。	健康福祉局	
3	高齢	市営住宅における見守り活動等の場の提供	市営住宅において既存の住戸等を活用し、高齢者見守り等の地域活動に対し場を提供します。	地域ニーズや運営方法を見据えた見守り活動等への場の提供を推進していきます。	まちづくり局	健康福祉局 こども未来局
4	高齢	サービス付き高齢者向け住宅等の適正誘導	一定の質が確保された賃貸住宅に医療・介護や生活支援サービス等が適切に供給される「サービス付き高齢者向け住宅」(サ高住)の供給を適正に誘導します。	令和2年度に改定した高齢者居住安定確保計画を踏まえ、良質なサ高住の供給を誘導するための取組を進めていきます。	まちづくり局	健康福祉局
5	高齢	小杉町1・2丁目地区C地区 (日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画)	本市が導入する機能 老人福祉センター、介護サービス基盤施設、交流・相談・情報提供拠点スペース 事業者が導入する機能 高齢者向け住宅、地域医療機能(クリニック等)	小杉町1・2丁目地区(C地区)事業スケジュール 令和4年度 工事着手予定 令和7年度 完成予定	まちづくり局	健康福祉局
6	障害	障害福祉サービス基盤の拡充	地域生活を支えるグループホームやショートステイ等の障害福祉サービス基盤の拡充を進めます。	重度障害者や医療的ケアが必要な方に対応できるグループホーム、ショートステイ等の場の整備促進に向けて検討していきます。	健康福祉局	
7	住宅	住宅基本計画に基づく各取組の推進	本市の住宅・住環境に関わる施策を展開するにあたっての総合的な方針である本計画を、平成29年3月に改定しました。計画の中では、特に他分野との連携を高めていく施策として、子育て世帯に対する環境の整備や健康寿命の延伸等に向けた住まいに関する取組を挙げています。	子育て世帯に対しては、関係局や民間事業者等と連携を図りながら取組を推進します。 また、健康寿命の延伸に向けた住まいに関する取組については、関係局と連携して、取組を推進します。	まちづくり局	健康福祉局 こども未来局
8	住宅	市営住宅建て替え時の余剰地活用	大規模団地の建替事業に伴う余剰地について、社会福祉施設等として利用できるよう、用地の活用等に関する調整を行いました。	引き続き、大規模団地の建替計画の際、余剰地を創出し、地域ニーズにあった施設の導入に寄与していきます。	まちづくり局	健康福祉局 こども未来局
9	住宅	空家等対策計画に基づく各取組の推進	平成29年3月に空家等対策計画を策定しました。計画の中では対策の基本方針を、空家等を増やさないための予防的取組、まちづくりに資する空家利活用の推進、良好な住環境の保全、多様な主体との共働・連携とし、空家対策を進めていくこととしています。	平成30年度に実施したアンケート調査結果等を踏まえ、 ・維持管理に関する意識啓発の強化、管理不全の空家の指導等の迅速化 ・自治会やNPO等の地域で活動する団体とのマッチングの促進 ・セミナー、個別相談会の開催など、空家の活用や流通促進に向けた普及啓発の強化、相談体制の充実等の施策を引き続き展開していきます。	まちづくり局	
10	地域福祉・コミュニティ	緑による地域コミュニティ形成	街区公園等の身近な緑の利活用による地域コミュニティの強化や、地域における共生意識の醸成といった、地域包括ケアシステムの基礎を支える取組を進め、地域の支えあいの充実や、住民が健康的に活動できる身近な場の創出を目指しています。	区役所等と連携し、地域防災意識や子育て環境の向上、高齢者の健康増進などに資する街区公園等の活用を推進していきます。	建設緑政局	各区役所

No.	分類	事業名等	事業概要	今後の方向性	所管局区	関連局区
11	地域福祉・コミュニティ	夢見ヶ崎動物公園の魅力発信	夢見ヶ崎動物公園が持つ魅力を広く発信し、同公園一帯を子育て世帯をはじめとする市民が集う場として憩いの空間づくりを推進し、地域コミュニティの活性化を図っています。	ゆめみらい交流会の実施や、日吉合同庁舎の動物公園の魅力発信コーナーの充実など、引き続き、局と連携・協力して同公園の魅力向上を図っていきます。	建設緑政局	幸区役所
12	地域福祉・コミュニティ	大師公園指定管理者提案による地域包括ケアシステムの実施	指定管理者と大師地区子ども育成支援団体協議会(23団体)の共催で、コロナ禍で運動不足となっている子どもたちの体力づくりを目的とした子ども健康イベント「とんとこ☆スポーツ☆タウン」を実施します。 ※令和2年度の子ども健康イベント「とんとこ☆スポーツ☆タウン」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言の発令により中止しました。	大師公園を取り巻く行政機関等(大師支所、大師地区健康福祉ステーション、大師こども文化センター等)や大師地区子ども育成支援団体協議会(23団体)等との連携を継続し、今後も公園というオープンな資源を活用しながら、児童や子育て世代、シルバー世代等を対象に、世代を超えた健康増進等を目的とした地域密着型イベントやコミュニティ会議を開催し、地域と共に課題を解決する取組を実施します。	川崎区役所	建設緑政局
13	地域福祉・コミュニティ	マンションにおけるつながりづくり	住民同士のつながりづくりが少ないと言われるマンション(分譲集合住宅)に対し、区役所関係部署、まちづくり局住宅整備推進課が連携して、マンションに関する課題や取組を共有する交流会の開催やつながりづくりに効果的な取組事例の紹介を行いました。	マンション内でのつながりづくりの重要性について、普及啓発を進めるとともに、つながりづくりの機会の提供を引き続き行っていきます。	高津区役所	まちづくり局

視点3 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」の仕組みづくりを進める。

①地域福祉計画掲載事業					主な関連局区	
No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	介護予防事業 ※視点1にも記載	<p>①介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等を対象とした本市独自の訪問型・通所型サービスの実施 ・要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」の養成 <p>介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)における現行相当サービス及び基準緩和サービスの実施については、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により事業者が参入を控えたことなどから、目標を下回りました。一方で、要介護・要支援認定者の割合は目標を達成しましたので、利用者のニーズ、取り巻く環境の変化について、研究していきます。また、要支援者等への家事援助の担い手を養成するための「暮らしサポーター研修」を、6名に対し実施しました。</p> <p>②一般介護予防事業(総合事業)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における担い手の発掘 ・介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援 ・介護予防のための体操教室や講座を通じた介護予防の普及啓発 <p>一般介護予防事業は、各区地域みまもり支援センターにおいて地域の実情に応じた取組を行いました。また、「いこい元気広場事業の実施」については、市内48か所の老人いこいの家において2,379回の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による中止の影響により、計1,741回の実施となりました。今後は、コロナ禍における利用者のニーズ変化や、事業所の参入に対する意欲、意識の変化について研究を進めながら、事業を推進していきます。</p> <p>③自立支援・重度化防止に向けた取組の推進</p> <p>自立支援・重度化防止に向け、各種チラシの配布や市民向け講演会(計8回)等による啓発を実施しました。</p> <p>また、リハビリテーションの視点を踏まえた日常生活や社会参加の支援を提供するため、市内8ヶ所の地域リハビリテーション支援拠点の設置に向けた準備を行いました。</p>	<p>超高齢化社会の進展によるサービス需要に円滑に対応するため、事業内容については実施実績や国の新たな事業構築等を踏まえ、改善しながら実施していきます。</p> <p>介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)における現行相当サービス及び基準緩和サービスの実施については、コロナ禍における利用者のニーズ変化や、事業所の参入に対する意欲、意識の変化について研究を進めながら、事業を推進していきます。</p> <p>いこい元気広場事業は、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら、身近な介護予防の場として、より効果的な実施について検討・改善し、今後も継続して実施していきます。</p> <p>地域リハビリテーション支援拠点については、令和3年10月の本格運用開始に向けて、従事者の研修や関係者への周知等を行うとともに、介護保険制度による加算や総合事業による報酬設定等により、介護サービス事業者との連携を強化する仕組みを検討します。</p>	健康福祉局	
2	高齢	老人クラブ育成事業	<p>①単位老人クラブ、友愛活動に対する助成</p> <p>単位老人クラブ及び友愛活動に対する助成を行いました。団塊世代の加入率が低いことや既存会員の高齢化による減少、新型コロナウイルス感染症の流行による活動自粛などの影響により、老人クラブ数及び会員数は目標達成には至りませんでした。引き続き川崎市老人クラブ連合会の取組への継続的な支援や補助金交付要件の緩和などにより、老人クラブ活動の活性化を図ります。</p>	<p>急速な高齢者の増加に対応していくためにも、地域を主役とした公益性の高い事業として、今後も積極的に老人クラブ活動を支援します。</p> <p>また、補助要件等についても、今後のクラブ数や会員数の状況を注視しながら、必要に応じて関係機関等と連携しながら見直しを検討します。</p>	健康福祉局	
3	高齢	高齢者就労支援事業	<p>①シルバー人材センターに対する支援を通じた高齢者の就業の場の確保</p> <p>会員数については、新型コロナウイルス感染症の拡大による広報活動の制限があったものの、地域誌への会員募集記事の掲載や掲載内容を工夫することにより、目標を達成しました。一方で、受注件数及び就業実人員についても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う2回の緊急事態宣言の影響により、就業会員からの就業辞退申出の増加や大型スーパーとの契約打ち切り・件数減があったこと、新規受注も減少又は小規模受注による兼務紹介となったことにより実人員が増加しなかったことなどから目標を下回ったため、令和2年度に実施した会員向け調査の結果の検証及びそれらを踏まえたシルバー人材センターの取組を引き続き支援していきます。</p>	<p>超高齢社会を迎える中、高齢者の就労支援は今後ますます重要になっていくことから、シルバー人材センターの認知度を向上させる取組をより推進するとともに、今年度実施した会員向け調査の結果から見える課題等を検証し、就業機会の確保と拡大に努めながら、高齢者の就業を通じた生きがい・健康づくりの促進、社会参加の場の提供に取組みます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、必要な対策を講じながら、引き続き普及啓発活動も実施します。</p>	健康福祉局	

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
4	高齢	福祉人材確保対策事業	<p>①学生や保護者向けの事業推進パンフレット作成等による普及啓発の実施 学生、保護者等幅広い層を対象とした普及啓発パンフレットを作成しました。</p> <p>②就職相談会(参加者数:400人以上)・外国人介護人材雇用セミナー(参加者数:15人以上)・再就職支援セミナー等の実施 コロナ禍のため、Zoom開催など工夫を重ねましたが、就職相談会(学生向け相談会):参加者36人、ハローワークと連携した福祉の仕事説明会:参加者45人、外国人介護人材雇用セミナー:参加者8人の実績でした。</p> <p>③「メンタルヘルス相談窓口」による就労(就労目標:60人以上) ・普及啓発等による介護ロボットの導入支援及び法改正に伴う外国人介護人材の受入に向けた各種研修やメンタルケア等の実施 介護ロボット導入支援説明会(10事業所参加)、メンタルケア相談(28人)を実施しました。外国人介護人材の受入れについては、コロナ禍によるインターンシップが制限される中、在日している外国人に対する日本語力及び介護技術の向上を図る取組に転換し、着実に取組を進めました。</p> <p>④管理者向け人材育成研修や介護福祉士国家試験対策講座など人材開発研修センターによる研修の実施(実施回数:70回以上) 人材開発研修センターによる研修を実施しました(実施回数:55回)。</p>	<p>今年度の主な事業として、コロナ禍の中、Zoom開催など工夫を凝らし、ほぼ目標は達成しておりますが、今後の急速な高齢化の進展を見据え、福祉人材の確保は急務となることから、福祉人材バンクや委託業者と連携の上各事業を着実に実施し、引き続き事業内容の効果的見直し等を図りながら、事業を推進していきます。</p>	健康福祉局	
5	高齢	地域見守りネットワーク事業	<p>①地域見守りネットワークの周知</p> <p>②協力民間事業者の拡充(事業者数69) ホームページ、チラシ等による周知を行い、新たに7事業者と協定締結を行いました。</p> <p>③人命救助につながった協力民間事業者の表彰 人命救助につながった事例において、協力事業者に対して市長から表彰(3件)を行いました。</p>	<p>地域に密着した民間事業者の協力者数が多いほど効果的であり、今後も地域見守りネットワークの周知の工夫等の継続的な取組により、協力事業者の拡充に努めていきます。</p>	健康福祉局	上下水道局
6	子ども・子育て	青少年活動推進事業	<p>①青少年を育成・指導する青少年団体への支援 各団体の活動への支援については、日頃から活動への助言や実施に向けた協力をを行い、書面や短時間での開催となった会議の中でも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下での各団体の活動方法の情報交換を促すなど、連携して青少年の健全育成に向けた取組を実施しました。各団体では、オンラインも活用し、感染症対策を行いながら、青少年の健全育成に取り組まれました。今後は、ボランティアの安全に留意した事業の実施方法への見直しを行いながら、引き続き青少年団体の活動を支援していきます。</p> <p>②こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 こども110番事業への支援を行ったほか、青少年の健全な育成環境推進協議会を書面開催し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下での青少年の健全育成に関する取組等について各団体と情報交換するなど、青少年の健全な育成環境づくりを推進しました。</p> <p>③「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「成人の日を祝うつどい」の当日ボランティアを絞ったことや「青少年フェスティバル」を中止したことで、それぞれの協力運営ボランティア人数は目標値を下回りましたが、「成人の日を祝うつどい」では、サポーター13人が感染症対策を取りながら開催に向けて活動したほか、新成人代表としてのスピーチを7人の新成人が行うなど、青少年の社会参加促進に取り組まれました。「青少年フェスティバル」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下での開催方法について過去の実行委員等青少年から意見聴取し関係機関と協議を重ねた結果、感染拡大防止のため中止としましたが、実行委員応募者に対しては「成人の日を祝うつどい」や同種の青少年向け事業の案内を行い、青少年の社会参加へとつなげました。今後は、アフターコロナを見据えた事業のあり方について協議・検討し、青少年の意見を取り入れながら実施方法の見直しを行い、引き続き青少年の社会参加促進に取り組んでいきます。</p> <p>④青少年指導員活動への支援及び青少年指導員制度の充実に向けた検討結果を踏まえた活動の推進 青少年指導員制度の充実に向け行った年齢要件の緩和や推薦依頼方法の見直しを踏まえ、各区青少年指導員連絡協議会と連携し青少年指導員活動への支援を行いました。また、各区の活動状況についての情報交換を促し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における青少年指導員活動を支援しました。</p>	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「青少年フェスティバル」を中止し、「成人の日を祝うつどい」の当日ボランティアを削減したため活動指標は未達成となりましたが、アフターコロナを見据えた事業のあり方について協議・検討を進め、参加者及び運営ボランティア、関係団体等の安全に留意した実施方法への見直しを行いながら、引き続き青少年の健全な育成や社会活動への参加促進に取り組んでいきます。</p>	こども未来局	

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
7	子ども・子育て	ひとり親家庭の生活支援事業	<p>①対象世帯への児童扶養手当の適正な支給 対象者5,836人に対して児童扶養手当を適切に支出しました。</p> <p>②対象家庭への医療費の一部助成の実施 対象者12,164人へ医療費の一部助成を適切に実施しました。</p> <p>③母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施(自立支援プログラム策定件数:85件以上)</p> <p>④ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の支給(高等職業訓練促進給付金新規認定:23件以上) ひとり親家庭の親の就労による自立に向けた自立支援プログラム策定(53件)を行いました。また、ひとり親家庭の親の資格取得支援としての高等職業訓練促進給付金対象者の新規認定(18件)を行いました。電話相談による就労支援で今後の方向性を見いだせた方が多かつたため目標値を下回りましたが、引き続き適切な相談支援や制度周知等を図りながら、事業を推進していきます。</p> <p>⑤ひとり親家庭への日常生活支援事業の実施 ひとり親家庭への家事・育児等支援として、必要な家庭に通年で延べ394名の支援員派遣を実施しました。</p> <p>⑥ひとり親家庭の子どもへの生活・学習支援の実施 ひとり親家庭の小・中学生の子どもに対する生活・学習支援の支援を市内16か所で実施しました。</p> <p>⑦母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営 母子家庭の保護・自立促進に向けて母子生活支援施設を適切に運営しました。</p> <p>⑧市バス特別乗車証交付事業のあり方の検討結果を踏まえた事業推進 平成30年度の施策の再構築を踏まえ、ひとり親家庭支援施策を総合的に推進しました。</p> <p>その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、より困難が生じているひとり親家庭に対する支援として、市単独の給付金の支給6,425件、国一律の臨時給付金の支給6,761件、養育費確保支援事業3件を実施しました。</p>	ひとり親家庭の就労による自立に向けた支援のためのプログラム策定や高等職業訓練促進給付金の制度の周知を強化し、令和元年度から実施している再構築後の各支援施策について、コロナ禍の影響を大きく受けたひとり親家庭の現状を踏まえ、事業効果を検証し改善するとともに、親と子の生活の安定や将来の自立に向けたひとり親支援施策について引き続き取り組んでいきます。	こども未来局	
8	教育	地域における教育活動の推進事業	<p>①各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援</p> <p>②地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進 地域教育会議においては、中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけるとともに、地域教育コーディネーター養成講座の開催等を通じ、組織の活性化に向けた担い手の育成を進めました。また、例年2月に開催している交流会については、令和3年1月7日に本市を含む1都3県に対し緊急事態宣言が発出されたことから、2月の開催を見合わせ、宣言の解除された3月に、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、情報共有等を行いました。</p> <p>③市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携 市子ども会議を開催し、市長への提言を行うとともに、各行政区・中学校区子ども会議の担当者連絡会等を通じて連携を図りました。</p> <p>④地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施(参加者数:2,830人以上) 市内20か所のスイミングスクール等と連携して水泳教室を開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大により、事業開始が例年よりも遅くなり期間を短縮したことや学校の夏期休業期間が大幅に短縮されたことなどにより目標値を下回りましたが、小学校の水泳授業が中止となる中、子どもたちの泳力向上に寄与することができました(参加者数:1,764人)。スイミングスクールとの調整を密に行い、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、連携するスイミングスクールの拡充に努めます。</p>	「各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援」及び「地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進」については、行政区及び中学校区相互の情報共有を進めるとともに、「地域学校協働本部」の役割を持つ中学校区地域教育会議に地域教育コーディネーター(地域学校協働活動推進員)の設置を進め、活動の活性化に取り組んでいきます。「市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携」については、引き続き、川崎市子ども会議の推進と、行政区・中学校区子ども会議との連携を進めます。地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトについては、市内全てのスイミングスクール等を対象とした説明会等を実施し、連携先として協力を得られるスイミングスクール等の拡充を図りながら、より身近な地域で水泳教室に参加できる機会を創出し、泳げない子どもの泳力向上に取り組んでいきます。	教育委員会事務局	
9	教育	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	<p>①学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進 「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源を活かして特色ある学校づくりを進めました。</p> <p>②各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 学校評価の実施について、全校で自己評価及び学校関係評価を実施しました。</p> <p>③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援 学校教育ボランティア配置による学校活動の支援については、ボランティアコーディネーターを135校に配置し、学校教育活動の活性化を図りました。</p>	夢教育21推進事業の実施については、引き続き特色ある学校づくりを推進します。学校評価の活用によって学校の組織的・継続的な改善に取り組みます。学校ボランティアの配置により、地域の特性を活かした教育活動を推進します。	教育委員会事務局	

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
10	防災	災害救助その他援護事業	<p>①災害時要援護者避難支援制度の広報、地域における日頃からの見守り支援の推進 災害時要援護者避難支援制度については、コロナ禍の中、ダイレクトメール発送後の訪問調査を電話確認に切り替え、登録勧奨事務を効率的・効果的に進めることができたほか、「高齢者福祉のしおり」「ふれあい」への掲載により、制度の周知を行いました。</p> <p>②災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の実効的な整備 二次避難所については、福祉施設における備蓄物資整備や開設訓練(10回)を行い、課題を検証し、より実効性のある二次避難所開設運営に向け取組を進めました。また、すべての一次避難所に高齢者・障害者等専用の「要配慮者スペース」を設置することとしました。</p> <p>③大規模災害時における保健医療・福祉拠点機能の強化 市内医療関係施設等への、国の「広域災害救急情報システム(EMIS)」を補完する非常用通信手段の導入に関する検証を進め、市内病院・透析クリニックなどにMCA無線の導入を決め、令和2年4月までに全80か所にMCA無線を配備しました。また、市内入所系福祉施設等の拠点機能強化策として、「高齢者・障害者施設情報共有システム」を構築することとしました。</p> <p>④火災・風水害の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給 令和元年東日本台風によって浸水被害を受けた、被災者再建支援法の支援対象とならない半壊以下の住宅に居住する世帯主に対し、一律30万円を支給する本市独自の支援を実施しました(合計2,181件、6億5,430万円支給)。また、火災・風水害等の被災者又はその御遺族合計2,047件に対して見舞金及び弔慰金を支給しました。さらに、令和元年東日本台風により被災された方に対し、神奈川県、日本赤十字社等が募集した義援金を神奈川県義援金配分委員会が決定した基準に基づき、申請書を送付し2,286件(令和3年3月末現在)の申請を受け付け、配分しました。</p> <p>その他、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の支援策である「特別定額給付金」の給付を約75万7千世帯(令和3年2月現在)に対して行いました。</p>	<p>訓練等による検証の結果、災害福祉に係る調整本部機能の充実強化等を図るためには、ヒト、モノ、システムなど多方面にわたる大幅な見直しが必要と見えます。いつ災害が発生しても迅速かつ的確な対応が可能となるよう、課題解決に向けた検討を早急に行うとともに、引き続き訓練等による検証を重ね、より実効的な体制整備を推進していきます。</p> <p>二次避難所については、引き続き、現実的な開設・運営に向けた検討を進め、マイタイムライン等の個別避難計画作成支援の検討を進めるとともに、各入所施設における緊急ショートステイの活用を図る等、支援者・事業者・行政等が早い段階から連携をとることで、的確な避難行動を促す仕組みづくりを進めます。</p>	健康福祉局	総務企画局 各区役所
11	地域福祉・コミュニティ	市民活動支援事業	<p>①市内のさまざまな市民活動支援施策の情報共有・連携強化 かわさき市民活動センターによる市内の中間支援組織(市社会福祉協議会、生涯学習財団、公園緑地協会、国際交流協会、男女共同参画センター)との中間支援ネットワーク会議を2回開催し、コロナ禍における施設及び事業の運営をテーマに、各団体の取組にかかる情報を共有し、機能連携の可能性について意見交換を行う等の取組を推進しました。</p> <p>②市民活動における全市・全領域の中間支援組織としての「かわさき市民活動センター」の機能の検討結果を踏まえた取組の推進(施設等利用団体数:6,300団体以上) 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を踏まえ、全市・全領域の中間支援組織であるかわさき市民活動センターの機能強化や事業実施及び運営にかかる情報交換を目的として検討会・打合せ会を5回開催しました。また、かわさき市民公益活動助成金事業の支援メニューを拡充し、企業、町内会・自治会等の複数の団体が協働で実施する事業を支援する「コラボ50」を実施し、7団体の申請がありました。また、新規メニューとして「コロナのピンチをチャンスにする伴走支援助成」をスタートし、6団体の申請がありました。あわせて団体の活動を紹介する動画の配信やFacebookでのイベント・講座等の告知、当日の様子をライブ発信する等の情報発信力の強化により、令和2年度年間ホームページアクセス数が209,016件と、昨年度に比較して約1.2倍増加しました。(施設等利用団体数:2246団体) 施設等利用団体数は目標値に達しませんが、これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、約2か月間休館したことや、全体として利用団体が減少したこと、利用する場合にも感染症対策として席数を半減させたことが大きく影響しています。また、同一建物内で隣接する中原市民館の飲食可能なラウンジが無料で使用できるようになったことも一因として考えられます。今後は目標達成に向けて、オンラインイベントの充実や相談事業の強化、コロナ対応及び支援に関するブログの運営に取り組みます。</p> <p>③市民活動中の事故に対する「市民活動(ボランティア活動)補償制度」の実施 ボランティア保険については、21件の申請があり、適切に実施しました。</p>	<p>川崎市市民活動支援指針が定める中間支援(人材育成、資金確保、活動の場・情報の提供)に加えて、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、「市民創発」を意識したコーディネーターや多様な主体間のつながりづくりを進めていく必要があることから、各区に設置が予定されている「ソーシャルデザインセンター」との有機的連携と市内の分野別中間支援組織のコーディネーター、連携強化等に取り組んでいきます。</p> <p>目標達成に向けて、オンラインイベントの充実及び相談事業の強化等に取り組みます。</p>	市民文化局	健康福祉局 各区役所

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
12	地域福祉・コミュニティ	地域振興事業	<p>①「町内会・自治会の活動の活性化に向けた条例」に基づく区と連携した取組の推進</p> <p>②町内会・自治会会館の整備に関する補助制度の実施</p> <p>③自治功労賞・永年勤続功労者表彰の実施</p> <p>⑤町内会・自治会活動の活性化を支援する(公財)川崎市市民自治財団の機能強化の推進</p> <p>計画のとおり実施しました。町内会・自治会の加入率については、近年、漸減傾向にあります。要因として、ライフスタイルや価値観の多様化、単身世帯の増加や核家族化の影響で世帯規模が減少していること等が挙げられます。今後は、町内会・自治会の重要性や魅力を発信するとともに、町内会・自治会への新たな支援に一層の強化を図っていきます。</p> <p>④新総合自治会館の開館に向けた整備推進・供用開始</p> <p>供用開始に向けて整備等を進め、内覧会を実施し、8月1日に開館することができました。</p> <p>⑥町内会・自治会や企業等と連携した多摩川美化活動・市内統一美化活動の実施(参加者数:59,500人以上(合計))</p> <p>多摩川美化活動は、令和元年東日本台風の影響から、安全性を考慮し中止となりました。市内統一美化活動は、新型コロナウイルス感染症の影響から、まずは実施可否を検討しましたが、地域活動の再開の一步となるよう実施を決定しました。参加者は、昨年度実績の42,586人を下回り、32,073人となりましたが、今後は企業等にも呼びかけを行うなど、参加者の確保に努めていきます。</p>	<p>「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、引き続き、町内会・自治会の活動が活性化するよう、補助金の交付や表彰等により市として側面支援するとともに、地域住民の町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進、町内会・自治会の自主的な設立につながるよう、(公財)川崎市市民自治財団や川崎市全町内会連合会等と連携した取組を行います。</p> <p>また、行政等からの依頼の負担軽減については、様々な分野の行政施策の円滑な実施に町内会・自治会の協力が欠かせないものとなっており、一律の軽減は難しい状況にあります。回覧物の一括配送業務を実施するなど、負担軽減に向けた取組を進めるとともに、町内会活動の活性化に向けた新たな支援を検討していきます。</p>	市民文化局	
13	地域福祉・コミュニティ	多様な主体による協働・連携推進事業	<p>①「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の推進</p> <p>まちのひろばプロジェクトとして、11月に開催した「まちのひろばフェス」では、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、オンラインと来場のほか、YouTubeによるライブ配信を行うとともに、「まちのひろば」創出職員プロジェクトでは、新しい生活様式を踏まえた「まちのひろば」のモデル実践、まちのひろばの創出に向けた公共施設の地域化では、それぞれの施設所管課とワーキングを重ね、市内ガイドラインを作成しました。</p> <p>区域レベルのプラットフォーム「ソーシャルデザインセンター」については、多摩区に続くモデル事業として、幸区において検討を進めるとともに、必要な手続きについて調整を行った結果、1月に開設しました。</p> <p>「区における行政への参加の考え方」の検討については、11月に「考え方検討の方向性について」を整理し、町内会・自治会及び元区民活動委員への説明会やアンケート結果を踏まえ、令和3年2月に「考え方(案)」を取りまとめ、パブリックコメント手続及び市民説明会を実施しました。</p> <p>②地域人材の担い手拡充に向けたプロボノワーカーと市民活動団体等とのマッチング事業の実施</p> <p>8団体に44人のプロボノワーカーをマッチングしました。</p> <p>③協働・連携ポータルサイト「つなぐっどKAWASAKI」を活用した支援及び運営状況、検討結果に応じた機能拡充</p> <p>年間アクセス件数は24,135件となりました。新型コロナウイルス感染症の影響による各種イベントの減少が、アクセス数に大きく影響したためです。協働・連携の環境整備として、市民活動支援メニューなどに関するコンテンツを追加し、引き続き、市民ニーズに応えるポータルサイトになるよう取り組みました。</p> <p>④企業、大学、他自治体など多様な主体との協働・連携の取組</p> <p>協定締結数が企業等とは392件、大学等とは75件となりました。</p>	<p>「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく施策として、「まちのひろば」や「ソーシャルデザインセンター」の創出を進めていくとともに、町内会・自治会活動の活性化を図るために、新たに町内会・自治会支援策のあり方を検討し取りまとめます。</p> <p>また、プロボノを活用した人材マッチング事業の実施や協働・連携ポータルサイトの運営など多様な主体による協働・連携により効率性を高めつつ、当該事業に取り組んでいきます。</p>	市民文化局	各区役所

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
14	地域福祉・コミュニティ	NPO法人活動促進事業	<p>①NPO法に基づく設立認証や情報公開、監督等の適切な実施 設立事務説明会(2回)、事業報告書等作成事務説明会(1回)を市内各所で実施しました。</p> <p>②NPO法人の認定及び条例指定制度の適正な運用 認定・条例指定制度説明会(1回)を開催したほか、税理士及び社会保険労務士と連携し会計・労務に関する個別の課題に対するアドバイザー派遣事業を実施しました。また、手引きやリーフレット等の見直しを行いました。</p> <p>③NPO法人運営の基盤整備・強化に向けた支援等の実施 NPO法人実務に則した実践講座(1回)、かわさき市民活動センター共催による会計事務連続講座(1回)を開催しました。</p> <p>④市民による相互支援や寄附の気運の醸成に向けた取組の推進 寄付月間に併せ、市民の相互支援をテーマに「地域・社会貢献フォーラム」を開催(1回)したほか、「NPOを応援しよう!」の動画を各区役所の番号表示案内等で放映し、かわさき市民活動センターでの寄附促進の展示を行いました。</p> <p>上記取組を行いました。認定・条例指定NPO法人数は昨年度から増加しませんでした。これは、適正な会計処理や寄附要件など認定・条例指定取得の高い基準を満たすためには、組織整備や支持の獲得、さらに運営を担う人材育成など十分な準備期間が必要になることに起因しています。NPO法人数の全国的な減少傾向(R1:51,259法人/R2:51,041法人)も踏まえ、地道な制度周知や法人運営の適正化に向けた効果的な支援に取り組めます。</p>	<p>NPO法人が広く地域から支持を受け、信頼性の高い運営と活動を行うためには、運営を担う人材育成、活動を支える寄附文化の醸成などさまざまな側面から課題を捉える必要があります。十分に時間をかけて行う必要があります。今後もNPO法に基づき、所轄庁として適正な制度運用に取り組むとともに、川崎市指定特定非営利活動法人審査会の答申を踏まえた取組を、より効果的な手法を検討、改善しながら継続的に実施し、市内のNPO活動の活性化に取り組めます。</p> <p>また、適正な会計処理や寄附要件など認定・条例指定取得の高い基準を満たすためには、組織整備や支持の獲得、さらに運営を担う人材育成など十分な準備期間が必要です。引き続き、審査会の答申及びNPO法人数の全国的な減少傾向も踏まえ、法人の課題に応じた支援や寄附促進に向けた連携・意識の醸成など、きめ細やかで地道な支援に取り組めます。</p>	市民文化局	
15	地域福祉・コミュニティ	民生委員児童委員活動育成等事業	<p>①民生委員児童委員の適正配置の実施 ・条例及び国の参酌基準に基づく欠員対策の推進による適正配置</p> <p>③活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実 ・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による研修の実施 ・さまざまな媒体を活用した広報強化による活動支援の充実 適正配置及び民生委員の定数充足については、令和元年度一斉改選以降、新たに47名の委嘱を行い、充足率は令和元年度よりも1.4ポイント増加し83%となったものの、本市の世帯数増加に伴う、定員数の増などによって、目標の充足率には届きませんでした。今後は、民生委員の仕事や地域での役割、やりがいなどについて周知を図るほか、関係機関等と連携して、業務整理などの取組を進めていきます。</p> <p>担当世帯数の適正化、効果的な研修の実施、広報強化等を併せ、活動支援の充実を図りました。推薦方法や欠員対策等に関する他政令市調査や、各区民生委員児童委員協議会会長会等、各区地域振興課との意見交換を行い、地域ごとの課題の洗い出しを行いました。また、充足率の改善に向け、活動環境の整備や課題解決の方向性の整理を図るため、準備会を2回開催し、民生委員児童委員のあり方に関する懇談会を設置しました。令和3年度についても、懇談会を引き続き開催し、充足率の改善に向けた対策を検討していきます。</p> <p>②民生委員児童員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ・協議会への支援を通じた民生委員児童委員の育成・支援 民生委員児童委員協議会への育成費補助等を適正に交付することにより、民生委員児童委員の円滑な活動の実現を図りました。また、民生委員児童委員の活動として、14,940件もの相談支援を行っているほか、ひとり暮らし高齢者見守り事業等における行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施、子育て支援等の実施を通じ、地域福祉の向上を図ることができました。</p>	<p>令和2年度に設置した「民生委員児童委員のあり方に関する懇談会」を引き続き開催し、これまでの検討を踏まえ、具体的な取組推進に向けた以下の検討を進めていきます。</p> <p>①活動状況等の分析 ②民生委員児童委員業務の周知方法の検討 ③民生委員児童委員業務の整理 ④地域づくりに向けた取組の連携手法 ⑤その他、活動負担の軽減に向けた取組の検討</p> <p>検討に向けては、広報・啓発、業務整理、地域づくり連携手法等のテーマについて、民生委員児童委員協議会事務局、市社会福祉協議会事務局、地域包括ケア推進室を中心に、関係機関等と連携して、充足率の改善に向けた取組を進めていきます。</p>	健康福祉局	
16	地域福祉・コミュニティ	ボランティア活動振興センターの運営支援	<p>社会福祉協議会が運営するセンターにおいて、地域コミュニティを支えるボランティア活動を効果的に支援し、民間主導による地域福祉の推進を図りました。</p>	<p>ボランティア活動のより効果的な振興に向けて、引き続き事業を実施してまいります。</p>	健康福祉局	
17	地域福祉・コミュニティ	地域福祉コーディネーター技術研修	<p>地域福祉活動を行う団体等が実践の上で必要なコーディネート技術習得のため、団体向けの活動支援ワークショップ・講座等を実施しました。</p> <p>コミュニティソーシャルワーク研修…基礎編(1回目):29名／基礎編(2回目):25名</p>	<p>研修の実績やアンケートなどで把握したニーズを踏まえ、より有意義な研修を目指し、引き続き事業を実施してまいります。</p>	健康福祉局	

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
18	地域福祉・コミュニティ	生活保護家庭学習支援事業	<p>①障害要因のない、稼働年齢層にある生活保護受給者に対する経済的・社会的自立の促進に向けた各種就労支援事業の実施 自立支援相談員事業、総合就職サポート事業、若者就労自立支援事業等、生活保護受給者の能力に応じた、きめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。</p> <p>②生活保護受給世帯の子どもに対する、高校等への進学に向けた週2回・1回2時間の学習支援事業の実施 生活保護受給世帯に対する学習支援事業については、令和2年度は新たに1か所拡充し、小学生に対する支援を市内12か所、中学生に対する支援を市内14か所で行いました。</p>	<p>国において「子どもの貧困対策」や「貧困の連鎖防止」に向けた取組の強化が図られていますが、生活保護受給者に対する自立支援対策事業は重要な取組の一つになります。事業に対するニーズは高いと思われることから、引き続き、国の動向を注視し、改善を図りながら事業を継続していきます。</p>	健康福祉局	
19	地域福祉・コミュニティ	社会福祉協議会との協働・連携	<p>①社会福祉協議会の支援、連携 適正に補助金を交付することにより、社会福祉協議会が円滑に事業運営を行うことができ、地域福祉の推進に貢献しました。また、地域福祉計画の策定にあたり、社会福祉協議会の地域活動計画との整合性を高めるため、合同で意見交換会を実施し、連携を深めることができました。</p> <p>②ボランティア活動振興センターの支援 適正に事業運営の補助金を交付することによって、ボランティア相談の受付や情報の発信、コーディネーターの育成研修等を行うことができ、地域福祉の推進に貢献しました。</p>	<p>社会福祉協議会の本来の役割及び行政との連携手法について、引き続き検討を行い、適切な支援を行うことで、更なる地域福祉の推進に向けて取組を進めていきます。</p>	健康福祉局	

②各局区の重点事業・各局区の連携事業等						
No.	分類	事業名等	事業概要	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	見守りによる高齢者等の消費者被害未然防止に向けた取組	高齢者等の消費者被害の未然防止、拡大防止等の観点から、高齢者等と接点がある福祉関係者や高齢者を見守る地域の団体等を対象とした講座等を実施し、多様な主体等との連携・協働により、地域における安心・安全なまちづくりを推進します。	他の関係する見守りネットワークとの連携も含めたネットワークの構築等により、消費者教育の推進とともに「見守り」の体制を強化していきます。	経済労働局	健康福祉局 各区役所
2	高齢	ウェルフェアイノベーション推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな製品・サービスの創出プロジェクト17件、活用プロジェクト10件を展開 ・車いすインフルエンサーやKIS認証事業者等によるトークセッションを行い、SNS等で発信するなど、新たなライフスタイル・ワークスタイルなどの社会モデルの創造・発信するプロジェクトを実施 ・オンラインにてウェルフェアイノベーションフォーラムを3月に開催 ・「(仮称)ウェルフェアイノベーション連携推進センター」の具体的な機能について検討するとともに、施設名を「Kawasaki Welfare Technology Lab(ウェルテック)」と決定 ・ICT・データ活用セミナーや介護支援機器導入セミナーを開催するなど、ウェルフェアイノベーション計画に基づく取組を着実に実施 <p>KIS認証数 平成29年度:16製品／平成30年度:13製品／令和元年度:23製品／令和2年度:20製品</p>	介護福祉の現場における現状と課題を把握するとともに、新しく開設するウェルテックを活用し、福祉製品の開発・改良の支援を強化していきます。	経済労働局	
3	高齢・障害	ふれあい収集による高齢者・障がい者への支援	自ら一定の場所までごみを持ち出すことのできない市民に対し、玄関先などまでごみを取りに行く「ふれあい収集」を推進しました。	関係局や地域コミュニティとの連携による、市民ニーズに対応したごみ収集手法について検討します。 また、「高齢者見守りネットワーク事業」について取組を推進していきます。	環境局	健康福祉局 各区役所
4	健康・医療	市立病院におけるボランティアの活用	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、ボランティア活動は自粛しました。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、新たな生活様式に基づくボランティア活動のあり方等について検討を進めます。	病院局	
5	子ども・子育て	「こどもサポート旭町」の運営及び不登校・引きこもりの子ども及びその保護者等に向けた支援の推進	学校生活への適応が困難な児童等を支援する「こどもサポート旭町」を運営するとともに、不登校や引きこもりの子どもに適した社会参加の促しや、保護者等への支援を行います。	「こどもサポート旭町」について、オンラインによる相談体制の構築など、遠方の利用者も相談しやすい環境の整備を検討します。また、多職種が連携した「個別支援検討会議」を年5回開催するとともに、「不登校児等の保護者の会」や「こどもサポート旭町利用者と不登校の経験を持つ高校生の交流会」を実施します。	川崎区役所	健康福祉局 こども未来局
6	防災	地域防災力向上に向けた取組	風水害やコロナ禍での避難所運営体制を構築するとともに、防災資器材補助金や訓練助成などの制度を活用した自主防災組織の活性化や、地域の自助・共助(互助)による災害への備えを啓発するなどの取組を推進しました。	平時から地域と行政が連携・協働することで、自助・共助(互助)の取組を推進しながら、多様な地域主体が支え合う地域完結型の防災を推進します。	総務企画局	各区役所
7	地域福祉・コミュニティ	食品ロス削減に向けた取組	食品ロスの削減と食品の有効利用を目的として、各家庭で使いきれない未利用食品を回収するフードドライブを実施しました。また、回収した食品は、フードバンク団体を通じて食料を必要としている世帯等に提供しました。	引き続き、フードドライブに取り組むとともに、イベントなどでの回収及び普及啓発を実施していきます。	環境局	
8	地域福祉・コミュニティ	移動販売を起点とする地域コミュニティづくり	<p>区の地域コミュニティを形成する取組。高齢者福祉施設の利用者の外出機会創出に成功した例を発展させ、地域ニーズに応える移動販売を仕掛けに、買い物弱者への働きかけと、地域住民の集う場づくりに寄与します。施設及び町会等の協力による継続的な運用が可能になれば、地域における見守り機能や、多世代の交流の場としての発展も見込まれます。</p> <p>東百合丘地区:3か所中2か所は新型コロナウイルス感染症予防のため令和2年3月以降休止、1か所は継続しましたが、コロナ禍のためイベント開催が困難で集客は少ない状況。 下麻生地区:月1回移動販売車の隣で福祉相談会を開催(令和2年4～6月は休止)</p>	新型コロナウイルス感染症の影響により、地域コミュニティづくりに繋がるような取組(ワークショップや出前講座等イベント)が制限されている状況ですが、活動支援ニーズの把握、各関係機関等との連携を引き続き行い、地域の状況に応じた支援を行います。 また、その他の地域の介護施設や町内会などで実施されている取組状況を把握し、内容や実施手法等、今後の活動の在り方を検証していきます。	麻生区役所	

視点4 多職種が連携した一体的なケアの提供による、自立した生活の尊厳の保持の実現

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種の連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進める。特に、医療と介護の円滑な連携を推進する。

①地域福祉計画掲載事業					主な関連局区	
No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	地域包括支援センターの運営	<p>①地域包括支援センターの運営(49か所) 市内49か所の地域包括支援センターについて、市地域包括支援センター運営協議会で作成した評価基準に従い、各区運営協議会において評価を実施し、中立・公正なセンターの運営を確保しました。</p> <p>②地域ケア会議の推進(294回以上) 184回の地域ケア会議を開催し、個別ケースの検討や地域課題の把握、解決や地域ネットワークの構築を図ったほか、コロナ禍において、会議開催に制約がある中で、会議形式以外の手法で関係者の連携調整を進め、事業目的の達成に資する取組を進めました。また、個別課題の解決機能を強化するため、個別ケースの検討を行う地域ケア会議の運用改善を行い、令和3年度から運用を開始します。</p> <p>③多職種協働によるネットワークの構築 介護支援専門員へのサポートや地域における連携体制の構築等に関する支援のため、令和元年度に新設した相談支援・ケアマネジメント会議において、ケアマネジメント支援の取組の強化を図りました。</p>	「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」及び「第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、地域包括支援センター事業のPDCAサイクル強化や地域ケア会議を活用した相談支援ネットワークの充実を進め、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、その中核的機関である地域包括支援センターの機能の充実を図ります。	健康福祉局	
2	高齢	ひとり暮らし支援サービス事業	<p>①地域における見守り事業の実施</p> <p>②市民主体の見守りの推進 国勢調査と実施時期が重なること等の理由により民生委員児童委員協議会と調整し、令和2年度に予定していた全数調査を令和3年度に実施することとし、令和2年度は差分調査を実施しました(全数調査:75歳以上の介護サービス等を利用していない者を対象/差分調査:新たに75歳になった者、転入等のうち76歳以上の者を対象)。 ひとり暮らし等高齢者実態調査の結果等を踏まえ、民生委員等地域の理解・協力を得て見守りを実施しました。</p> <p>③ICTを活用した高齢者の見守り支援の実施 緊急通報システム事業において、携帯型の利用の促進を図り、発作が起きたとき等の緊急時対応の他、認知症による徘徊対策も進めました。</p>	引き続き、より効率的・効果的な取組を進めていきます。 また、ひとり暮らし等高齢者実態調査については、国勢調査と実施時期が重なること等の理由により民生委員児童委員協議会と調整し、令和2年度に予定していた全数調査を差分調査に変更したことに伴い、目標を達成できませんでしたが、令和3年度に全数調査を行うこととし、住み慣れた地域での安心な生活の継続に向け取組を進めていきます。	健康福祉局	
3	高齢	高齢者生活支援サービス事業	<p>①要介護者生活支援ヘルパー派遣事業の実施 要介護者生活支援ヘルパー派遣事業による支援を行いました。令和2年10月から新規受付を停止しているため、対象者の自然減により、実績が減少しました。</p> <p>②紙おむつ及び日常生活用具給付事業の実施</p> <p>③寝具乾燥事業の実施</p> <p>④訪問理美容サービス事業の実施 紙おむつ及び日常生活用具給付事業、寝具乾燥事業及び訪問理美容サービス事業を適正に実施しました。</p> <p>⑤川崎市歯科医師会が実施する歯科医師等を対象とした対応力向上研修への支援実施 歯科医師会が実施する研修への支援を行いました。</p>	引き続き、全体的な最適化を図りながら事業を実施します。	健康福祉局	
4	高齢	高齢者虐待防止対策事業	<p>高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けて、市民への啓発や、専門的な支援の充実を図ります。</p> <p>・地域包括支援センター職員、行政管理職向け研修 ・行政職員向け事例検討会の開催</p>	引き続き事業を実施してまいります。	健康福祉局	

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
5	高齢	在宅医療連携推進事業	<p>①多職種連携の促進に向けた在宅チーム医療を担う人材育成研修の実施(受講者数:累計1,200人以上) 在宅チーム医療を担う地域リーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により、84名(累計1,007名)の参加となり、目標値を下回りました。参加者は医療介護関係者であることから、今後の開催方法や実施規模等について関係団体と協議しながら調整していきます。</p> <p>②在宅療養調整医師(7人)による在宅療養の推進 各区に在宅療養調整医師を配置し、在宅療養の推進を図りました。</p> <p>③多職種連携の強化、一体的な支援体制の構築に向けた在宅療養推進協議会の実施(開催回数:3回)</p> <p>④円滑な多職種連携による、より良いケアの提供の推進(円滑な連携を図るためのルール・ツールづくり) 在宅療養推進協議会を3回開催し、入院調整モデルの運用等、医療と介護の円滑な連携に向けたルールづくり等について協議を行いました。在宅療養推進協議会にて入院支援ガイドブックを作成し、周知を行いました。</p> <p>⑤在宅医療サポートセンターの運営(多職種への医療的助言等) 在宅医療サポートセンターによる多職種への医療的助言、市民啓発等を実施しました。</p> <p>⑥在宅医療・介護連携におけるリハビリテーション体制構築に向けた取組の推進</p> <p>⑦看取りの提供体制の実態調査を踏まえた取組の推進 在宅医療・介護連携における地域リハビリテーション体制の構築に向けて、関係者との調整を行いました。</p> <p>⑧リーフレットの配布や市民シンポジウム開催(開催回数:1回)等による在宅医療に関する市民啓発の推進 在宅医療に関する市民啓発の推進については、市民シンポジウムを1回開催(60名)しました。在宅医療情報誌保存版を作成しました。</p>	<p>医療と介護の連携に向けた取組を推進するため、在宅療養推進協議会や相談支援・ケアマネジメント連絡会議等の取組を通じて、入院調整モデルの運用や、相談支援・ケアマネジメント体制を構築することにより、在宅医療・介護に係わる多職種連携の強化を図っていきます。目標値を下回った在宅チーム医療を担う地域リーダー研修については、開催方法を検討します。</p>	健康福祉局	
6	障害	障害者相談支援事業	<p>①障害者相談支援センターの運営 障害者相談支援センターの運営については、28か所(4か所×7区)を委託により実施しました。</p> <p>②障害者相談支援センターの体制強化に向けた検討結果に基づく取組の推進 障害者相談支援センターの体制強化に向けた検討結果に基づく取組の推進については、庁内に設置したプロジェクトチームや、当事者、学識経験者、事業者団体、障害者相談支援センター等の関係者で構成する懇談会等において検討を行い、計画相談支援のあり方や障害者相談支援センターを含む各相談機関の役割等の見直しの方向性を取りまとめ、第5次かわさきノーマライゼーションプランに盛り込みました。相談窓口の明確化や地域の相談支援体制の強化を図るため、地域相談支援センターの地区担当制導入によるワンストップ相談や人口、障害者数が多い区への増設(川崎区、中原区各1か所)、基幹相談支援センターによる広域調整、相談支援体制の整備等(現行の7か所から3か所へ再編)、令和3年度実施に向けて、取り組まれました。また、障害者相談支援センターと保健福祉センター等合同連絡会については、3回開催し、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、1回は中止としましたが、適時必要な情報を対面及びメール等で関係機関へ提供しました。</p> <p>③地域自立支援協議会の開催(4回以上) 地域自立支援協議会の開催については、全体会議を2回開催し、令和3年度以降の地域自立支援協議会のあり方について検討を行いました。また、連絡会については、新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止とし、適時必要な情報をメール等で関係機関へ提供しました。</p> <p>④計画相談支援体制の強化に向けた相談支援専門員の養成(初任者研修、現任研修、養成・確保推進研修の実施) 相談支援専門員の養成については、国告示の新カリキュラムにて初任者研修(年9回)及び現任研修(年6回)を行うとともに、養成・確保推進研修(年6回、新型コロナウイルス感染症感染防止のため2回中止)を実施しました。</p> <p>会議、研修等については、計画通りに実施ができるよう、対面実施のみでなく、オンライン実施ができる体制を確立していきます。</p>	<p>地域相談支援センターの増設及び地区担当制の導入や、基幹相談支援センターの機能強化とそれに伴う箇所数の集約化を行うことにより、身近な地域において多様なニーズに対応した相談支援を効果的かつ効率的に受けられる体制の整備を図ります。</p> <p>会議等の開催については、感染症等の影響を受けて対面実施ができない場合にも、適時に必要な情報提供やオンライン会議等が開催できるよう、対象者や事業所の状況により、柔軟に対応できる実施方法を提供していきます。</p>	健康福祉局	

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
7	障害	障害者虐待防止対策事業	<p>障害者虐待の早期発見・早期対応に向けて、市民への啓発や、専門的な支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センター機能を設置(市及び各区) ・24時間対応可能な専用の電話窓口を設置 	引き続き事業を実施してまいります。	健康福祉局	
8	高齢・障害	権利擁護事業	<p>①成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営(運営数:各区1か所) 成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「市及び各区あんしんセンター(計8か所)」の運営の補助金を交付することで、高齢者・障害者の権利擁護を図りました。成年後見制度の法人後見については、経済的な理由等で後見人が見つからない方等を対象に、法人で後見人等を受任し、後見活動を行いました。また、日常生活自立支援事業については、福祉サービスの契約や金銭管理等に不安がある方を対象に、福祉サービス利用の支援や日常的な金銭管理等のサービスを提供しました。</p> <p>②成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催(開催回数:4回) 成年後見制度の普及啓発においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1月に予定していた市民向けのシンポジウムの開催を中止したものの、2月にオンラインでの研修会を開催するなど、市民・関係機関向け研修会を計3回開催しました。市民向けシンポジウムについては、新型コロナウイルス感染症の影響下でも開催できるように開催方法を検討していきます。</p> <p>③成年後見制度利用促進法に基づく本市基本方針を踏まえた本市計画の策定、審議会等設置の検討結果に基づく取組の推進及び権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける取組全体のコーディネートを担う中核機関設置等の検討結果に基づく取組の推進 関係団体等の協議結果を踏まえ、川崎市成年後見制度利用促進計画を策定し、成年後見制度に関しての困難な課題や支援方針についての問題解決を図る成年後見制度利用促進協議会の設置や中核機関の設置を明記しました。</p> <p>④市民後見人の養成・フォローアップ及び裁判所から選任された後見人の相談支援の実施 市民後見人の養成・フォローアップ及び裁判所から選任された後見人の相談支援を実施しました。</p> <p>⑤市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催及び弁護士等による相談支援事業の実施(市職員向け虐待対応研修:2回) 市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催及び弁護士等による相談支援事業を実施しました。</p> <p>⑥障害者差別解消法に基づく取組の実施 ・市職員の服務規律である「対応要領」の周知及び研修等の実施、市民や事業者への普及啓発、障害者差別解消支援地域協議会の運営 「対応要領」の周知、及び研修等の実施、障害者差別解消支援地域協議会の運営を実施しました。</p>	<p>日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営や、市及び関係機関職員への虐待対応研修、事例検討会の開催及び弁護士等による相談支援事業等を着実に実施し、高齢者や障害者等の権利を擁護するための取組を進めます。</p> <p>また、成年後見制度については、令和2年度に策定した川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき中核機関を設置し、制度の広報・周知等により、積極的な利用促進に取り組みます。</p> <p>なお、令和2年度に開催を中止した市民向けシンポジウムについては、プログラムの調整などの感染対策を講じながら、実施に向けて関係団体と検討を進めます。</p>	健康福祉局	

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
9	子ども・子育て	母子保健指導・相談事業	<p>①思春期の心と身体の健康教育の実施(参加者数:6,300人以上) 思春期教育については、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校放送を用いて実施するなどしましたが、授業時間の減少等の影響により集団での実施回数は減少しました(参加人数:1,680人)が、それをフォローするための取組としてリーフレットをもちいて情報提供を別途実施しました。今後も感染対策を行ったうえで、リーフレット等も併用するなど手法を工夫して思春期教育を実施します。</p> <p>②各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 妊娠届提出時に看護職が全員と面接・聞き取りを行い、状況に応じた相談支援を実施しました。</p> <p>③各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援(参加者数:5,950人以上) 両親学級については、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止しましたが、感染症対策のためオンラインでの開催や人数の制限、回数の増加などの工夫をして実施しました。また、参加できなかった方へは個別での支援を行いました(参加人数3,188人)。今後はオンラインを含めた回数の増加や広い会場の確保を行い、感染対策を行いながら継続実施します。</p> <p>④乳児家庭への新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施(訪問実施率:92,2%以上) 新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時延期しましたが、感染対策を行いながら再開し、支援の必要な家庭の把握を行いました(訪問実施率94.9%)。</p> <p>⑤産前産後におけるサポートの実施(産後ケア利用者数:1,020人以上) 産後4か月までの産婦を対象に、宿泊型、訪問型、日帰り型を実施しました(産後ケア利用者数:1,832人)。</p> <p>その他、国の特別定額給付金の対象外となった令和2年4月28日から12月31日生まれた新生児がいる世帯にかわさき地元応援券を贈る新生児応援事業を実施しました。</p>	<p>妊娠・出産・育児に関する知識や支援の不足は児童虐待につながる恐れもあり、健全な子育て環境づくりのために、手法の工夫を行いながら、相談支援体制や情報提供の充実を図っていきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、新生児訪問及び両親学級については従事者や対象者のマスク着用等の感染対策を行い、またオンラインでの実施や時間の短縮、内容の変更等の工夫を行い、実施します。</p>	こども未来局	
10	子ども・子育て	児童虐待防止対策事業	<p>①要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)を710回実施しました。</p> <p>②児童虐待防止センターによる電話相談の実施 児童虐待防止センターによる電話相談を1,982回実施しました。</p> <p>③児童虐待防止普及啓発活動の実施(実施数:22回以上) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により各種イベントが縮小されたため、児童虐待防止普及啓発活動は18回となり、目標を下回りましたが、11月の児童虐待防止月間を中心に、虐待のないまちづくりを推進するため、啓発ポスターの掲示等に加え、新たに虐待防止のアニメーション動画を制作するなど積極的な普及啓発に取り組みました。今後も、様々な媒体を活用しながら児童虐待の未然防止に向けた周知・啓発を進めていきます。</p> <p>④児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援の実施、ネットワーク化された情報を活用した包括的な支援の実施 児童相談システムの運用及びカスタマイズにより、児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援を実施しました。また、令和2年12月から「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク事業」を開始し、本市の中核的な医療機関である聖マリアンナ医科大学病院を中心として児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者への研修等を行いました。</p> <p>その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、児童虐待に係る相談体制を充実するため、神奈川県が実施する「かながわ子ども家庭110番相談LINE」に参加し、LINEによる相談窓口を設置しました。</p>	<p>児童虐待防止啓発活動は、新しい生活様式を踏まえ、電子媒体等も活用しながら、継続実施していきます。</p> <p>また、支援が必要な子どもたちへの対応については、児童福祉法改正により定められた義務研修をはじめ、各種研修等を実施し、児童相談所や区役所地域みまもり支援センター職員の資質向上を図ります。</p> <p>さらに、令和4年度の子ども家庭総合支援拠点の設置及び困難を抱える子どもや子育て家庭に対する支援の強化に向けた取組を進めることにより、子どもを安心して育てることのできるまちづくりを推進していきます。</p>	こども未来局	

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
11	子ども・子育て	妊婦・乳幼児健康診査事業	<p>①特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成(助成件数:2,230件) 体外受精及び顕微授精について、治療に要する費用の一部助成により、負担軽減を行いました(助成件数:2,020件)。治療を希望する方の数や補助要件等により助成申請数は変動するため、令和2年度の実績は減少していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で治療を延期した場合の妻の年齢及び所得要件を緩和し、所得急変者へは見込み所得により要件適用を行いました。令和3年1月1日以降の治療終了者については所得制限を撤廃し、助成回数の上限を子どもごとに設定、事実婚も助成対象にしました。今後も特定不妊治療を希望し、実施する方への費用助成を継続します。</p> <p>②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施(助成件数:167,595件以上※【第2期実施計画上の数値:180,968件以上】) 安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査費用の一部を助成し、妊婦と胎児の健康管理を実施しました(助成件数:155,597件)。助成対象者(妊婦)数の減少等により、実績は減少していますが、今後も、妊婦健康診査を受診する方への費用助成を継続します。</p> <p>③乳幼児健康診査の実施(1歳6か月、3歳(3歳6か月児対象)は各区で実施 3か月、7か月、5歳児は医療機関で実施)(受診者数:64,900人以上)</p> <p>④乳幼児健康診査未受診者フォローの実施 医療機関と連携して乳幼児の発育・発達の確認を行い、健診を実施しました。また、健診未受診者へは電話や訪問により受診勧奨を行い、児や家庭の状況を把握しました(受診者数:62,231人)。4～6月は新型コロナウイルス感染症対策として1歳6か月、3歳健診を延期し、その後、感染対策を行いながら健診回数を増やして対応しました。今後も、健診は回数を増やして感染対策を行いながら実施し、未受診者については個別に状況を確認し、受診勧奨を継続します。</p> <p>⑤医療機関と連携した健康診査後の要支援家庭等への支援 医療機関と連携し、妊婦・乳幼児健康診査の受診状況等から要支援家庭を抽出し、継続的な支援を実施しました。</p> <p>その他、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、妊婦への布マスクの配布、不安を抱える妊婦のウイルス検査費用の助成をしました。</p>	<p>妊娠届出時の面接や乳幼児健診等の場面で、個人に合わせた必要な情報提供を行うことで、安心・安全な出産や、乳幼児の健やかな成長発達を支え、安心して子育てができるための健診受診のための働きかけや環境づくりを今後も推進します。</p> <p>また、母子保健システム等を活用した未受診者フォローに努めます。</p> <p>特定不妊治療については、所得要件の撤廃等により治療を行いやすい環境づくりを推進します。</p> <p>乳幼児健康診査の実施にあたっては、従事者及び来所者のマスク着用等の新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、実施時間の短縮や内容の変更等の工夫を行い、実施します。</p> <p>令和3年10月から新生児に対する聴覚検査費用補助事業を実施します。</p>	こども未来局	
12	教育	児童生徒支援・相談事業	<p>①児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施 児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修をコロナ禍ではありましたが、形式を工夫し、10回実施することができました。次年度以降、感染防止対策を講じつつ、実施をしていきます。</p> <p>②スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 スクールカウンセラーについては、市内全52の中学校に配置し、週1回、年280時間で相談を実施しました。</p> <p>③スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化 課題のある児童・生徒の家庭等への支援を実施するとともに、児童支援コーディネーター研修に参加するなどして、学校との連携を強化しました。</p> <p>④多様な相談機能による相談支援の実施 電話相談、来所相談、不登校家庭訪問相談、こども電話相談などを中心とした相談の受け入れ体制を整備し、実施しました。</p>	<p>児童支援コーディネーターの相談への対応能力を向上するための研修については、新型コロナウイルス感染症を踏まえた実施形態・回数で今後も実施していきます。</p> <p>学校巡回カウンセラーについては、優秀な人材を確保し、児童生徒やその保護者に対する相談の質を向上するために、給与水準の引き上げを行います。</p> <p>学校を始めとする関係機関との連携を強化することにより、各家庭への支援の充実を図っていきます。</p> <p>既存の相談機能を維持継続し、関係機関への告知を徹底、強化することによって、市民サービスの向上を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	
13	人権	女性保護事業	<p>①女性相談員による相談・保護・自立支援の実施 女性相談員による相談・保護・自立支援を実施し、女性相談の件数については、2,852件となりました。</p> <p>②DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 DV被害者等への相談・支援を実施し、DV相談支援センターの相談件数については、718件となりました。</p> <p>③DV被害者等の緊急一時保護の実施 DV被害者等の緊急一時保護について、県女性相談所や県内民間団体、警察と連携し支援しました。</p> <p>その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等に伴い、困難を抱える女性が潜在化しないよう、市ホームページやツイッター、市政だより、JR川崎駅のアゼリアビジョン、かわさきFM等、様々な媒体を通じて相談窓口の周知を図りました。</p>	<p>女性相談・DV相談支援センターにおける相談件数は増加しており、経済的問題、成育歴等の多様な生活課題により困窮している女性への相談・支援も増加しているため、増加・複雑化する相談に適切に対応していく必要があります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、困難を抱える女性が潜在化しないよう、引き続き、相談窓口の周知を図っていきます。</p>	こども未来局	

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
14	人権	人権オンブズパーソン運営事業	<p>①子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に関する相談に対する助言及び支援 相談者に寄り添い、相談者とともに問題解決を図るとともに、複雑なケースの場合等には継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援しました。 子どもの相談: 1回の相談で終了した件数55件、継続相談件数35件(令和2年度実績値) 男女平等の相談: 1回の相談で終了した件数12件、継続相談件数8件(令和2年度実績値) 継続相談に対する相談・面談等回数:207件(令和2年度実績値)</p> <p>②救済の申立てに関する調査・調整等の実施 関係者からの資料提出や聞き取り、現地調査等により第三者として公平に調査し、調査結果をもとに関係者間の調整を行い、適切に事案の解決に当たりました。 救済活動:177回(令和2年度実績値) 前年度からの継続件数1件及び本年度受付件数6件に関する救済活動終了件数2件、次年度継続件数5件(令和2年度実績値)</p> <p>③相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 相談カードの配布(市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、外国人学校等)や人権オンブズパーソン子ども教室(小学校8校・中学校4校)の開催等を通じて広報・啓発を行うとともに、5月に令和元年度の報告書を公表しました。</p> <p>④市の機関及び関係機関等と連携した取組の推進 市の機関や関係機関等と連携・協力し、相談・救済活動、広報・啓発活動、研修活動、関係会議への参画、関係機関・団体との意見交換等を行いました。</p>	いじめ等の子どもの権利の侵害やDV等の男女平等に関わる人権の侵害については、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容の中、依然として深刻な状況が続いていることから、より一層の制度の理解と周知に向けて市民に分かりやすい広報・啓発に取り組むほか、専門調査員のスキルアップに努め、適切な相談・救済活動を推進していきます。	市民オンブズマン事務局	
15	地域福祉・コミュニティ	地域包括ケアシステム推進事業(再掲) ※視点5に記載	<p>①地域包括ケアシステムの理解促進に向けた、リーフレットやポータルサイトなど多様な手法による普及啓発の推進 地域包括ケアシステム啓発パンフレットの配布や、ポータルサイトの更新等の取組を実施しました。</p> <p>②多様な主体と連携した地域づくりの取組として、地域資源の把握及び人材の養成・場づくりの推進に向けた小地域単位でのワークショップ等の開催促進、多様な主体による取組の共有・連携の推進に向けた地域包括ケアシステム連絡協議会の開催(2回)、連絡協議会の協議内容を検討する地域包括ケアシステム運営委員会の設置・開催(2回)、地域包括ケアシステム懇話会の開催(交流会・講演会)(3回) 各区において、新型コロナウイルス感染症感染対策を行いながら、住民ワークショップを開催したほか、アンケートの実施やオンラインを活用した講座の開催、「地域の見える化」を進めるため、地区カルテ共通フェイスシートを作成するなど、地域課題の把握・解決に向けた取組を進めました。 地域包括ケアシステム連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第2回については、対面での開催を中止し、代替として、参画団体への情報提供を行いました。今後は、オンラインを活用した開催方法を検討します。また、参画団体によるワーキンググループを立ち上げ、具体的な連携に向けた取組を進めました。さらに、運営委員会を2回開催し、連絡協議会の開催方法等の検討を行いました。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域包括ケアシステム連絡協議会の参画団体による交流会は中止しました。講演会は地域包括ケアシステム連絡協議会プレワーキングとして開催し、多様な主体による連携強化に向けた取組を進めました。今後は、オンラインを活用した開催方法を検討します。</p> <p>③関係機関のネットワークによる住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくりに向けた、包括的相談支援体制の充実 包括的相談支援モデル検討プロジェクトを開催し、高齢障害・児童・生活困窮の分野横断的な生活支援モデルを作成する等の取組を進めました。</p>	パンフレット、ポータルサイト等による情報発信については、引き続き地域包括ケアシステムの理解度向上に向け、多様な広報媒体を活用しながら取組を進めます。連絡協議会については、多様な主体間での顔の見える関係づくりや、各主体が連携した取組の活性化を目指し、市民向け講演会、交流会とともに、オンラインを活用した開催方法を検討します。 また、これまでの活動に加え、参画団体の活動を起点として、具体的に検討できるワーキンググループ等の取組を進めます。地域課題解決に向けた仕組みの構築に向け、地区カルテ等を活用しながら、引き続き小地域における地域マネジメントに向けた取組を進めます。	健康福祉局 各区役所	

No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
16	地域福祉・コミュニティ	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	<p>①自殺予防に関する普及啓発事業の実施 庁内外の関係部署や関係機関・団体との連携を強化し、普及啓発事業や人材育成に取り組みました。</p> <p>②身近な人の様々な悩みに気づき、寄り添い、見守り、話を聴き、支援につなぐゲートキーパーの養成 市民向けゲートキーパー研修に関しては、学校や社会福祉協議会と連携し、実施しました(6回)。また、民間事業者等への講座については、オンラインを活用しながら実施しました(4回)。今後は、学校や社会福祉協議会、関係機関と情報交換の上、さらなるオンラインの活用等の手法の検討を進めます。</p> <p>③地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携の推進 社会福祉協議会や協会けんぽ等と連携し、講話を実施しました(2回)。</p> <p>④自殺未遂者やその家族支援のための、関係機関による連携体制の構築 自殺未遂者支援については、関係機関との連携会議や医療保健福祉従事者向け研修を開催し、連携体制の構築を進めました。</p> <p>⑤「第3次自殺対策総合推進計画」の策定(川崎市こころの健康に関する意識調査の実施と結果を基にした計画策定) 庁内外の関係機関との会議を開催し、計画に基づく取組を総合的・多角的に推進しつつ、次期計画を策定しました。</p> <p>より効果的な普及啓発をするために、相談先を載せたチラシ等を合わせて市内に3,700個配架しました。また、各研修についても、新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン受講を併用した研修を実施しました。</p>	川崎市の自殺対策は、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき、「川崎市自殺対策総合推進計画」のもと総合的な自殺対策を推進してきました。令和3年3月に策定した「第3次川崎市自殺対策総合推進計画」では、新型コロナウイルス感染症等の心理・社会的影響も考慮しながら、統計分析を通じた自殺の実態分析を踏まえ、自殺予防に関する普及啓発や庁内外問わず多様な主体との連携、人材育成等について、既存の手法にとらわれず、さらなるオンラインの活用も視野に必要性・有効性・効率性に基づく取組を進めます。	健康福祉局	
17	地域福祉・コミュニティ	社会的ひきこもり対策事業	<p>①社会的ひきこもり等、ひきこもり状態の方への支援 254件のケースに対して、相談支援を延1,418件、相談以外の支援を延240件行いました。</p> <p>②ひきこもりに関する普及啓発 ひきこもり地域支援センターの開設の案内をwebおよび紙媒体で案内し、ひきこもり相談の明確な窓口を市民に周知します。市民講演会(精神科医による講演、当事者を含むシンポジウム等)は緊急事態宣言等の状況により中止になりました。今後はオンライン環境の調整を進めることで、対応できるよう取組を進めます。</p> <p>③支援者の育成及び関係機関ネットワーク構築の促進 ネットワーク構築準備会を立ち上げました。官民を越えた多分野が横断する会議を9回開催しました。</p> <p>④ひきこもりに関する調査研究 平成14年の相談開始から約20年間分の当部署が対応したひきこもり相談の分析を行いました。</p> <p>⑤ひきこもり地域支援センターの設置 令和3年4月に開設に向けて、令和2年10月より開設準備室と協働して従事しました。</p> <p>⑥ひきこもり相談従事者の育成(研修1回開催) 令和3年2月18日に予定していた民生委員等向け研修会は緊急事態宣言等の状況により中止になりました。開設準備に向けて委託先の法人職員に対して研修を行いました。</p>	各事業の見直すべき点の改善を図り、令和3年4月開設のひきこもり地域支援センターを適切に運営します。 また、当市におけるひきこもり支援の充実を図るために関係機関ネットワークの構築を進めます。 市民講演会や研修会については、今後、オンライン開催等、実施形態の検討を行います。	健康福祉局	

②各局区の重点事業・各局区の連携事業等						
No.	分類	事業名等	事業概要	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	健幸福寿プロジェクトの実施	介護サービス提供事業者のケアにより、要介護度の維持・改善を図り、無理なく安心して介護サービスを利用できる新たな仕組みづくりを進めました。	健幸福寿プロジェクトへの一層の参加促進の取組を進めます。	健康福祉局	
2	障害	医療的ケア児への支援	川崎市医療的ケア児連絡調整会議を開催し、本市の実態調査の結果報告や支援体制強化の取組について報告を行うとともに、今後の支援の拡充に向けた協議を行いました。 公立保育所センター園では、医療的ケア児の受入れについて、独立配置した看護師と各区看護師との連携を図り、実施しました。また、保育の視点で医療的ケア児対応の手引きの改訂、及び医療的ケアにおける危機管理対応について課題を整理しました。 市立小中学校等では18校21名の児童生徒に対し、訪問看護ステーションの看護師等が、必要な支援を実施しました。また、特別支援学校におきましても、学校看護師等と認定証を交付された教員とが協働して、安全な医療的ケアを実施しました。	今後も引き続き様々な事業を展開し、医療的ケア児とその家族の支援を行ってまいります。また、川崎市医療的ケア児連絡調整会議を開催し、情報共有を図るとともに、今後の取組について協議を進めてまいります。	健康福祉局	教育委員会事務局 こども未来局
3	高齢・障害	総合リハビリテーションセンターの整備	福祉センター跡地活用施設整備基本計画改訂版と地域リハビリテーションセンター整備基本計画に基づき進めている取組について、地域包括ケアシステム構築に向けた取組の方向性を踏まえ、導入する施設機能等について整理し、地域住民への説明を実施しました。あわせて、地域リハビリテーション施策のあり方を取りまとめ、これに基づく具体的な検討を進めました。	年齢や疾病・障害の種別を問わない全世代・全対象型リハビリテーション体制を整備するため、令和3年4月に総合リハビリテーション推進センターと総合研修センター、南部リハビリテーションセンターを開設します。 また、令和3年4月から、既設の中部・北部リハビリテーションセンターにおいても、全世代・全対象型支援を展開していきます。 総合リハビリテーションセンターの整備と合わせて、専門職を効率的・効果的に活用しながら高度なニーズにも包括的に対応できるよう、高齢者、障害者、障害児等に対する相談支援や介護・福祉サービスの提供体制の再構築に向けた取組を進めます。	健康福祉局	
4	健康・医療	地域の医療機関との役割分担及び連携の推進	地域の医療機関との役割分担及び連携を推進しました(患者の紹介・逆紹介、医療機器や病床の共同利用の実施、川崎病院及び井田病院においては地域医療従事者を対象とした研修会等の実施、多摩病院においては地域医療従事者を対象とした研修会等のオンライン開催や動画配信の実施)。 患者の紹介率・逆紹介率 川崎病院:71.7%・113.4%/井田病院:57.5%・62.8%/多摩病院:71.9%・65.9% 医療機器の共同利用件数 川崎病院:876件/井田病院:454件/多摩病院:3,122件 医療従事者向け研修会開催数・参加者数 川崎病院:11回、459名/井田病院:8回、282名/多摩病院:14回(オンライン開催:5回、動画配信:9回)	役割分担と連携等により限られた医療資源を有効に活用し、地域完結型の医療を効率的・効果的に提供します。	病院局	
5	健康・医療	市立病院における地域包括ケアに関する懇談会、学習、調整会議等の開催	市立病院での地域ケア懇談会、地域包括支援センターや訪問看護ステーション・介護施設職員との市立病院退院患者の在宅療養に向けた調整会議、川崎病院の看護職員と訪問看護ステーション・介護施設等の看護職員・介護職員との学習会を開催しました。なお、井田病院においては当該学習会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で中止になりました。 地域ケア懇談会開催数・参加者数 川崎病院:2回、131名(「地域包括ケアシステム研修」を含む) 調整会議等開催数 川崎病院:1,106回(退院支援調整会議)/井田病院:175回(退院支援調整会議)/多摩病院:113回(退院支援調整会議) 学習会開催数 川崎病院:5回(知っとくナース)	市立病院職員と地域他職種間における「顔の見える関係」を構築し、切れ目のない継続したケアを提供することで、地域全体の看護・介護の質向上を目指します。 また、井田病院及び多摩病院においては、看護職員と訪問看護ステーション・介護施設等の看護職員・介護職員との学習会について、新たな生活様式を踏まえた開催方法等の検討を進めます。	病院局	
6	健康・医療	市立井田病院における地域包括ケア病棟の運用	市立井田病院において在宅・生活復帰支援等の取組を推進し、「地域包括ケア病棟」を円滑に運用しました。	市立病院職員と地域他職種間における「顔の見える関係」を構築し、切れ目のない継続したケアを提供することで、地域全体の看護・介護の質向上を目指します。 また、理学療法士及び作業療法士を増員し、リハビリ提供体制を強化します。	病院局	

No.	分類	事業名等	事業概要	今後の方向性	所管局区	関連局区
7	健康・医療	市立病院における退院患者の在宅療養支援の実施	退院患者の在宅療養支援を実施しました。なお、多摩病院においては退院前訪問及び退院後訪問等について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で実施しませんでした。 ・地域の在宅療養患者の緊急時の受入を行う「在宅療養後方支援病院」の院内受入体制の構築、周知活動(井田病院) ・退院前訪問及び退院後訪問の実施等(井田病院)	引き続き、退院患者の在宅療養支援を推進します。 また、多摩病院においては、退院前訪問及び退院後訪問の実施等について、新たな生活様式を踏まえた実施方法等の検討を進めます。	病院局	
8	子ども・子育て	こどもサポート南野川	不登校や引きこもり等課題を持つ子どもの居場所づくりや相談支援、学習支援、生活支援等を実施しました。	不登校や引きこもり等の子どもが抱えている問題は、多様化・深刻化する傾向にあり、様々な悩みを抱える子どもと家庭にきめ細かく対応できるように、学校や関係機関等との連携強化を図りながら事業を推進します。	宮前区	教育委員会事務局
9	教育	個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引き継ぎの促進のための取組	学習指導要領改訂を機に、サポートノート(個別の教育支援計画)について見直しを行い、発達段階に合わせて連携し易いように工夫しました。	就学前後を含む「かわさきサポートノート」の活用による切れ目のない支援の実施につなげます。また、サポートノートの改定版について、目的や活用方法を周知し、活用促進を図ります。	教育委員会事務局	健康福祉局
10	防災	災害対策協議会医療救護部会の開催	災害時医療・救急部会において、災害時の保健医療・救急に関する体制の充実を図るための課題抽出や検討を行うほか、災害時保健医療活動訓練等、それに伴う研修を実施しました。	今年度の訓練の実施を踏まえ、災害時医療・救急部会において災害時の保健医療・救急に関する体制の検討及び災害時保健医療活動訓練・研修等を引き続き実施します。	各区役所	健康福祉局

視点5 地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が1つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進める。

①地域福祉計画掲載事業					主な関連局区	
No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(令和2年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	健康・医療	健康づくり事業	<p>①さまざまな主体と連携した取組の実施 企業や職域保健、各区等と連携し、健康づくりに関する普及啓発のため、イベントや講座を開催しました。また、市民の健康づくりの取組に対してインセンティブを提供し健康づくりに取り組むきっかけとする「かわさき健康チャレンジ」を実施しました。</p> <p>②「健康増進計画(第2期かわさき健康づくり21)」の中間評価と今後の方向性を踏まえた取組の推進 第2期かわさき健康づくり21の中間評価により、効率的に取組を推進するため、5つの重点項目を定めて取組を進めています。その中から、全市民的な健康づくりの意識付けを図るため、全市統一の取組として、「がん検診の受診率向上」を実施しました。</p> <p>③各種事業等を通じた歯科口腔保健に関する普及啓発の実施 毎年6月4日から10日の「歯と口の健康週間」に合わせ、市歯科医師会と共催で実施している「お口の健康フェア」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりました。今後は感染状況に合わせて開催方法を検討します。</p> <p>④妊婦とそのパートナーを対象に歯科健診を含めた総合的な健康づくりの取組の実施 若い世代の口腔保健向上と健康づくりの動機付けを図るため、妊婦とそのパートナーを対象に、歯科健診を含めた総合的な健康づくりの取組として「歯っぴーファミリー健診」を実施しました。健診受診率は30%を目標としていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えの影響等から12.34%(見込み)の受診率でした。今後も、引き続き健診実施機関の増加や普及啓発の実施等により、受診率の向上に取り組めます。</p>	<p>健康増進計画(かわさき健康づくり21)の中間評価を受け、評価に沿った事業展開を行います。</p> <p>また、若い世代を含めた様々な世代が健康づくりに取り組むきっかけづくりとなる事業を実施できるよう、取組を進めます。</p> <p>なお、歯っぴーファミリー健診については、受診した市民の健康づくりに関する意識向上に繋がっていることがアンケート結果から読み取れることから、健診実施機関の増加や普及啓発の実施等により、受診率の向上に取り組めます。</p>	健康福祉局	
2	子ども・子育て	子ども・若者支援推進事業	<p>①子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 川崎市子ども・若者支援機関案内冊子である「かわさきサポートブック」を作成し、一層の周知及び活用に向け、市内の各支援機関に加え、市立小中学校の全職員に配布しました。「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の点検・評価を行う中で、プランに位置付けた推進項目について、その進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性について、関係局と調整を図りました。また、本市の子ども・若者や子育て家庭を対象に、生活状況や意識等についての調査(川崎市子ども・若者調査)を実施し、次期プランの計画策定に向けた基礎資料を作成しました。</p> <p>②ひきこもり等児童福祉対策の実施 ひきこもり等児童福祉対策事業については、不登校・ひきこもりへの支援として、大学生等のボランティアを活用し、個別支援活動に73人、集団支援活動に55人の子ども・若者が参加しました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による活動中止や緊急事態宣言期間の開催を中止しましたが、活動実施にあたっては、感染対策を十分に行い児童・保護者の希望に沿いながら実施しました。今後も、感染対策を十分に行い活動を実施します。</p> <p>③児童家庭支援センターにおける子育て相談・支援の推進 地域における身近な民間相談機関である児童家庭支援センターにおいて、児童相談所や区役所地域みまもり支援センターなどの行政の相談機関と連携し、3,442件の相談・支援を行いました。</p>	<p>今後も、より効果的に子ども・若者への支援を実施するために、事業の位置付け等の整理や見直しを検討するとともに、「子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子ども・若者がその生まれ育った環境に左右されることなく、「自分の未来」に自信と夢と希望を持てるよう、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、様々な施策を総合的に推進していきます。</p>	こども未来局	

3	地域福祉・コミュニティ	地域包括ケアシステム推進事業 ※視点4にも記載	<p>①地域包括ケアシステムの理解促進に向けた、リーフレットやポータルサイトなど多様な手法による普及啓発の推進 地域包括ケアシステム啓発パンフレットの配布や、ポータルサイトの更新等の取組を実施しました。</p> <p>②多様な主体と連携した地域づくりの取組として、地域資源の把握及び人材の養成・場づくりの推進に向けた小地域単位でのワークショップ等の開催促進、多様な主体による取組の共有・連携の推進に向けた地域包括ケアシステム連絡協議会の開催(2回)、連絡協議会の協議内容を検討する地域包括ケアシステム運営委員会の設置・開催(2回)、地域包括ケアシステム懇話会の開催(交流会・講演会)(3回) 各区において、新型コロナウイルス感染症感染対策を行いながら、住民ワークショップを開催したほか、アンケートの実施やオンラインを活用した講座の開催、「地域の見える化」を進めるため、地区カルテ共通フェイスシートを作成するなど、地域課題の把握・解決に向けた取組を進めました。 地域包括ケアシステム連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第2回については、対面での開催を中止し、代替として、参画団体への情報提供を行いました。今後は、オンラインを活用した開催方法を検討します。また、参画団体によるワーキンググループを立ち上げ、具体的な連携に向けた取組を進めました。さらに、運営委員会を2回開催し、連絡協議会の開催方法等の検討を行いました。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域包括ケアシステム連絡協議会の参画団体による交流会は中止しました。講演会は地域包括ケアシステム連絡協議会プレワーキングとして開催し、多様な主体による連携強化に向けた取組を進めました。今後は、オンラインを活用した開催方法を検討します。</p> <p>③関係機関のネットワークによる住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくりに向けた、包括的相談支援体制の充実 包括的相談支援モデル検討プロジェクトを開催し、高齢障害・児童・生活困窮の分野横断的な生活支援モデルを作成する等の取組を進めました。</p>	<p>パンフレット、ポータルサイト等による情報発信については、引き続き地域包括ケアシステムの理解度向上に向け、多様な広報媒体を活用しながら取組を進めます。 連絡協議会については、多様な主体間での顔の見える関係づくりや、各主体が連携した取組の活性化を目指し、市民向け講演会、交流会とともに、オンラインを活用した開催方法を検討します。 また、これまでの活動に加え、参画団体の活動を起点として、具体的に検討できるワーキンググループ等の取組を進めます。 地域課題解決に向けた仕組みの構築に向け、地区カルテ等を活用しながら、引き続き小地域における地域マネジメントに向けた取組を進めます。</p>	健康福祉局 各区役所	
4	地域福祉・コミュニティ	社会福祉審議会の運営	<p>①社会福祉審議会の開催・運営 社会福祉協議会の各分科会を計34回開催し、円滑に運営しました。</p> <p>②各分科会の適正な実施(地域福祉専門分科会は6回実施) 民生委員審査専門分科会については審査案件がなく、地域福祉専門分科会については6回、障害福祉専門分科会3審査部会については28回開催しました。</p> <p>③社会福祉審議会改選(3年ごと) 第19期社会福祉審議会総会を1回開催し、円滑に運営しました。</p>	<p>書面開催など、コロナ禍において開催方法を工夫しながら、今後も、各審議会を適正に開催していきます。 令和4年度の民生委員児童委員の一次改選に向けて、民生委員専門分科会を適正に実施します。</p>	健康福祉局	
5	地域福祉・コミュニティ	地域福祉計画推進事業	<p>①「川崎市地域福祉計画」の進行管理及び計画策定に向けた取組の実施 ・第6期地域福祉計画の策定 地域包括ケアシステムの推進に向けて、社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、第5期地域福祉計画の進捗管理を行うとともに、第6期地域福祉計画の評価手法に関する検討を進め、同計画を策定しました。</p> <p>②地域福祉実態調査の実施及び分析 ・第5回地域福祉実態調査結果の分析 第5回川崎市地域福祉実態調査による地域の課題等の整理・分析を行い、第6期地域福祉計画に反映しました。</p>	<p>行政と社会福祉協議会が段階的に計画期間を合わせ、策定プロセスや理念を共有化することなどによって、施策展開の整合性を図り、地域福祉推進のため、今まで以上に連携し、第6期地域福祉計画に基づく取組を推進していきます。</p>	健康福祉局	
②各局区の重点事業・各局区の連携事業等						
No.	分類	事業名等	事業概要	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	地域福祉・コミュニティ	「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」に基づく取組の推進	<p>前回実施方針策定後、区役所や支所・出張所等を取り巻く状況にさまざまな変化が生じていることから、平成30年3月に、現状に即した実施方針へ改定を行いました。今後は、「共に支え合う地域づくりに向けて、区役所等の窓口サービス機能や体制を見直し、市民目線に立った利便性の高いサービスの提供を行う」を基本目標として、実施方針改定版に基づく取組を推進します。</p>	<p>本市におけるデジタル化の取組も踏まえながら、支所を含めた川崎区全体の機能・体制や支所庁舎の建替えに向けた検討、向丘出張所の今後の活用に関する検討等、支所や出張所の「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用策の検討等の取組を進めます。</p>	市民文化局	<p>総務企画局 財政局 健康福祉局 こども未来局 各区役所</p>

1 目指す「将来のあるべき姿」

地域包括ケアシステムが必要となる背景

超高齢社会の到来

生産年齢人口の減少

地域関係の希薄化

推進ビジョンの基本理念「将来のあるべき姿」

誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

具体的な「将来のあるべき姿」例 ※具体的な「将来のあるべき姿」の一覧は参考資料1

- ・近くの人や知り合いとお互いに気にかけて、支え合える
- ・地域の中で互いに支え合いながら、安心して子育てできる
- ・市民の防災意識、地域の防災力が向上し、災害に強いまちになっている
- ・増加する医療介護需要に対応できるサービス基盤がある
- ・地域の「声なき声」を見つけ、支援につなぐことができている 等

「将来のあるべき姿」の実現に向けた取組

推進ビジョンの「基本的な5つの視点」に基づく取組



意識づくり
地域づくり
仕組みづくり

第6期地域福祉計画の「2025年にめざす姿」や計画書本文の記載内容を基本に作成

8割程度の取組が第6期地域福祉計画に記載

○令和3年度以降の実績は、掲載事務事業の拡充により「推進ビジョン」との連動性を高めた「第6期川崎市地域福祉計画」の評価と連動した取組状況の整理手法、及び「将来のあるべき姿」の進捗状況を把握するための指標を引き続き検討する。

2 「将来のあるべき姿」の実現に向けたこれまでの主な実績等

(1) 具体的な「将来のあるべき姿」例とこれまでの主な実績

- ・近くの人や知り合いとお互いに気にかけて、支え合える
→幅広い分野(保健・福祉、まちづくり等)における地域づくりの取組による、生活支援の充実や担い手づくり等の地域力の向上
- ・地域の中で互いに支え合いながら、安心して子育てできる
→親子で遊べる場づくりや、互いに支え合う子育て援助活動など、地域における子ども・子育て支援の推進 等
- ・市民の防災意識、地域の防災力が向上し、災害に強いまちになっている
→総合防災訓練等の実施による地域防災体制の充実 等
- ・増加する医療介護需要に対応できるサービス基盤がある
→在宅医療・介護基盤の整備・誘導、今後のニーズ増加を踏まえた医療・介護の効率的な提供に向けた仕組みづくり 等
- ・地域の「声なき声」を見つけ、支援につなぐことができている
→相談先の周知(ICTを活用した相談につながる仕組みの検討を含む)相談支援・ケアマネジメントの充実・強化(世帯全体への支援) 等

(2) 具体的な「将来のあるべき姿」の実現に向けた課題と取組の方向性

- ①多様な主体の活躍による地域包括ケアシステムの構築に向けた、より一層の意識の醸成が必要
→市民理解度の向上に向け、市職員の人材育成の充実を含めた、わかりやすい広報による意識づくりの取組
- ②地域の住民互助を支えてきた地縁組織・地域福祉団体の担い手の固定化・高齢化、生活支援ニーズの増大
→地区カルテ等を活用した地域マネジメントの推進、住民ニーズに対応した生活支援の充実
- ③持続可能な医療・介護制度をはじめとしたサービス提供体制の確保
→円滑な入退院支援の推進、在宅医療・福祉基盤の整備、自立支援・重度化防止の推進 等

2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築

(3) 第2段階における具体的な取組内容

意識づくり

- 戦略的広報の推進
 - ・「将来のあるべき姿」と取組内容について、市民が身近に感じられる広報を検討
- 地域包括ケアシステム連絡協議会による双方向のコミュニケーション
 - ・ワーキンググループにおいて、具体的な事業レベルでの連携、新たなサービス創出、連絡協議会及び市内企業・団体に波及する取組を検討・実施する。

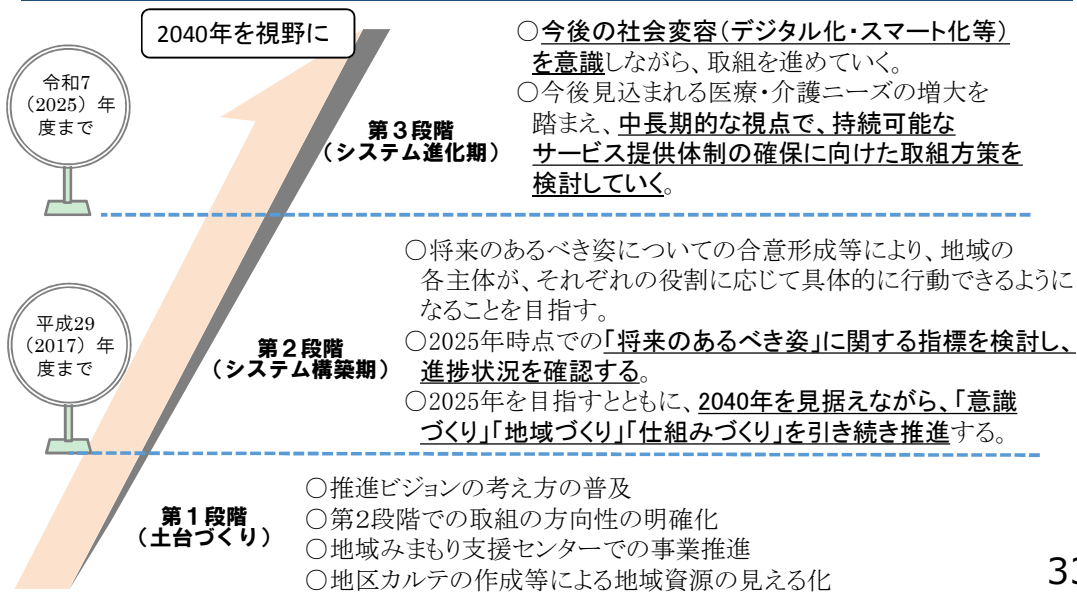
地域づくり

- 地区カルテ等を活用した地域マネジメントの推進
 - ・地域の担い手づくりや生活支援の充実に向けた地域マネジメントを推進するため、市民生活上の課題と地区カルテ等のデータの紐づけや、多様な主体による課題解決に向けたファシリテート能力向上の取組等の業務支援を進める。
 - ・地域マネジメントの取組状況を踏まえ、圏域設定の方法を検証・検討する。

仕組みづくり

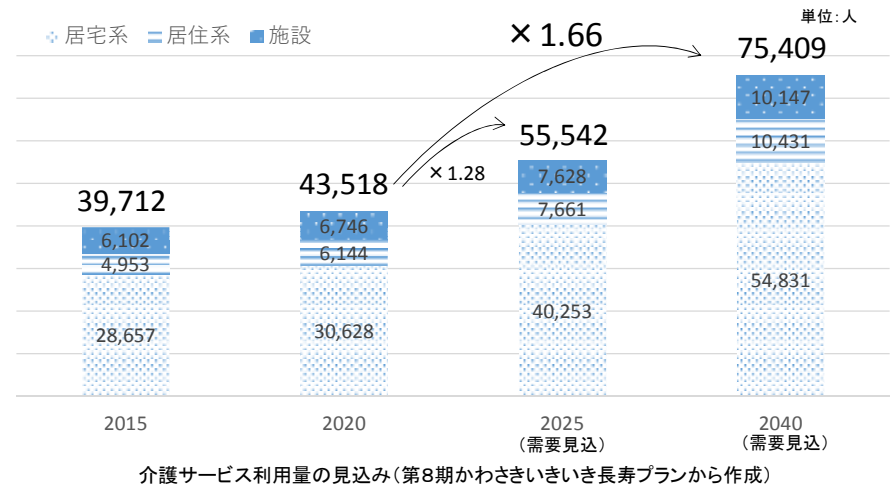
- 医療・介護基盤整備、連携強化
 - ・医療と介護の一体的かつ効果的な提供に向けた、サービス基盤や情報連携の仕組みの構築
- 包括的な支援体制づくり
 - ・複合化した課題に対応するため、様々な分野の相談支援機関が円滑に連携するための取組を進める。

3 2025年以降を見据えた取組の方向性



4 取組を進める上で留意すべき点

- 急速に少子高齢化が進展する中で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクの複雑化・多様化により「ケアの質」が変化するとともに、医療・介護等の「何らかのケアを必要とする人」が増加することが見込まれている。
- 令和元年度の「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」報告書において、社会システムとしての地域包括ケアシステム構築の視点の一つとして、超高齢社会を見据え、将来を見通し長期的に資源を適切に確保する取組の重要性が挙げられている。



5 2040年を見据えた医療・介護施策をはじめとした取組の方向性

- 今後も、2050年頃をピークとして、後期高齢者が急増し、医療・介護ニーズの増大が見込まれることから、制度外での対応(住民互助や民間サービスの活用等)を含め、持続可能な仕組みを検討していく必要がある。
- 国においても、「自治体戦略2040構想研究会」第二次報告において、自治体は、個人の自律性を尊重しつつ、上記のような課題を含め、社会的な課題に対しては、従来の地域社会や家族が担ってきた領域を含め、公として適切に支援や環境整備を行うとともに、将来の財源のあり方を議論していく必要があるとされていることから、今後も、公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」を目指し、地域全体のマネジメントを進める。

具体的な「将来のあるべき姿」と取組状況

具体的な「将来のあるべき姿」(案)	推進ビジョン策定以降の主な実績	指標(案)
1 市民一人ひとりを支える「個別支援の充実」と「地域力の向上」が進められている		
(1)互いに支え合い、助け合える地域がある		
①近くの人や知り合いとお互いに気にかけて、支え合える。	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所を中心とした地域づくりの取組(区) ・パラスポーツ体験会(市) ・図書館における認知症の普及啓発の取組(教) ・緑による地域コミュニティ形成の促進(建) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への参加状況 ※あなたは、次のような地域活動やボランティア活動に参加したことがありますか。(地福問31、今は参加していない、参加したことがない人の合計を除く) ・近所付き合いの有無 ※普段近所の方との程度付き合いがありますか。(地福問14) ・家族以外の人との交流 ※高齢者実態調査(一般) ・困ったときに相談できる人の割合 ※あなたは、日常生活で心配ごとや悩みごとがあるとき、誰に相談していますか。(地福問21、誰にも相談しない、相談する人がいないを除いた割合)
②社会的に孤立せずに暮らすことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり地域支援センターの設置(健) ・これからのコミュニティ施策の基本的考え方に基づく取組(市) ・区役所を中心とした地域づくりの取組(区) 	
③困ったときに声を上げられる地域が作られている。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域みまもり支援センターの設置(区) ・地ケアに関する戦略的広報の推進(パンフレット作成、イベント実施等)(健・区) ・区役所を中心とした地域づくりの取組(区) 	
(2)心と身体が健康な状態で暮らしている		
①健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施(健) ・かわさき健幸福寿プロジェクト(健) ・かわさき健康チャレンジ(健) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主観的健康観 ※あなたは、自分の健康状態について、どのように感じていますか。(健康意識実態調査問27) ・ストレスの程度 ※あなたは最近、どの程度ストレスを感じていますか。(健康意識実態調査問13)
②日常的にストレスを解消できており、こころの健康が保たれている。	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策に関する研究事業(健) 	
(3)生活に困っても、早めに支援を受けて自立して暮らせる		
①経済的に困窮しても、早期に支援を受けられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親支援施策の再構築による自立支援に向けた取組の推進(こ) ・生活保護世帯やひとり親家庭を対象とした「学習支援・居場所づくり事業」の拡充(健・こ) ・雇用労働対策・就業支援事業(キャリアサポ、サポステ等)(経) 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的な不安感 ※あなたは、生活の中で次のような不安を感じたことがありますか(地福問19 経済的に生活できるか不安である)
②自分の生活に合わせた住まいがある(持ち家、賃貸、施設系サービス等)。	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産関係等の各種支援団体と連携した居住支援協議会の運営(ま) 	

具体的な「将来のあるべき姿」(案)	推進ビジョン策定以降の主な実績	指標(案)
(4) ケアが必要になっても、安心して暮らせる		
①多様なニーズに対応できるサービス基盤が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業(健) ・介護サービス基盤(地域密着型サービス等)の整備(健) ・障害者に対する拠点型通所サービス事業所の整備(健) ・認知症疾患医療センターの拡充(健) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの延べ利用者数(総合計画1-4-2) ・社会福祉協議会の活動を知っている人の割合 ※地区・区社会福祉協議会についてどの程度ご存知ですか(地福問33名前も活動内容も知っている)
②高齢者、障害者、児童虐待が未然に防がれ、虐待が疑われる場合は速やかに対応される。	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員、相談支援機関向け研修の実施(健・こ) ・要保護児童対策地域協議会と関係機関との連携強化(こ) 	
③必要な保健医療福祉サービスの情報を入手できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・地ケアに関する戦略的広報の推進(パンフレット作成、イベント実施等)(健・区) 	
④行政や社会福祉協議会等が公的なサービスを提供できている。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会による「地域生活支援SOSかわさき事業」等(健) 	
(5) 安心して子育てできる環境がある		
①安心して集まれる、過ごせる場所がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・小杉こども文化センターの開設(こ) ・地域子育て支援センターの利用促進(こ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊べる場所がないと感じる人の割合 ※子育て環境に関する心配ごと・悩み(子若 問21-2 子どもと遊びに行ける場所、または子どもが遊ぶ場所が少ない) ・地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合(総合計画2-1-4)
②地域の中で互いに支え合いながら、安心して子育てできる。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センターの利用促進(こ) ・ふれあい子育てサポートセンター事業の利用促進(こ) 	
(6) 安心・安全な地域で暮らせる		
①地域の多様な主体による防犯対策が進んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害未然防止のための情報発信の強化(経) 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じる人の割合(総合計画1-2-3) ・災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合(総合計画1-1)
②ソフト・ハード面でのバリアフリーが進んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーの促進(健) ・「バリアフリー基本構想・推進構想」に基づくバリアフリー化の推進(ま) 	
③市民の防災意識、地域の防災力が向上し、災害に強いまちになっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや冊子、講座等による防災啓発の推進(総) ・総合防災訓練等の実施による地域防災体制の充実(局・区) 	

具体的な「将来のあるべき姿」(案)	推進ビジョン策定以降の主な実績	指標(案)
2 市民全体への持続可能なサービス提供体制が確保されている		
(1) 持続可能な医療・福祉のサービスが提供されている		
①健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施(健) ・かわさき健幸福寿プロジェクト(健) ・かわさき健康チャレンジ(健) 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定率(総合計画1-4-1) ・地域密着型サービスの利用者数(総合計画1-4-2)
②増加する医療や福祉などの需要に対応できるサービス基盤がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業(健) ・介護サービス基盤(地域密着型サービス等)の整備(健) ・認知症疾患医療センターの拡充(健) 	
③病院と在宅支援が連携し、退院後にスムーズに日常生活に移行できている。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療介護連携推進事業(入退院調整モデル、ガイドブック、病院窓口一覧の作成等)(健) ・市立病院における退院患者の在宅療養支援の実施(病) ・地域リハビリテーションセンターによる支援助言・調整(健) 	
④相談支援・ケアマネジメントが効率的・効果的に行われ、本人の必要な支援が適切に提供されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合リハビリテーション推進センターの設置(健) ・地域ケア会議の充実(健) 	
⑤民間サービス等を活用することで、家事援助等の生活支援を受けることができている。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム推進事業(地ケア連絡協議会及び各区における民間企業との連携)(健) ・生活支援体制整備事業(地域支え合い推進事業)(健) 	
(2) 支え合い、助け合う地域づくりが進んでいる		
①障害や病気への市民の理解が進み、全ての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者対策事業(認知症カフェ、サポーター、普及啓発の取組等)(健) ・図書館における認知症の普及啓発の取組(教) ・再犯防止推進計画に基づく取組の推進(健) 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の理解度 ※あなたは成年後見制度を知っていますか。(地福問26「すでに制度を利用している」「おおむね制度について知っている」の合計) ・地域社会との関わり ※あなたは、今から数年後(おおむね5年後)の地域社会との関わりについて、どのように考えていますか。(高齢一般問40、ほとんど関わりが無いを除く割合) ・自助・互助の取組を推進するため、住民と地域課題を共有する場の開催回数 ・地域包括ケアシステムに関する取組で連携した企業・団体数
②権利擁護事業や成年後見制度への理解・利用が進み、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進(成年後見支援センターの設置等)(健) 	
③高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わるとともに、多世代の地域活動も多くみられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・いこいの家・老人福祉センター活性化計画に基づく、地域におけるいきがいきづくり・介護予防の機能の強化(健) 	
④地域資源情報を共有しながら、多様な主体が協働して地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域みまもり支援センターの設置(区) ・区役所を中心とした地域マネジメントの推進(区) ・社会福祉協議会における地域包括ケアシステム連絡会議設置による団体連携(健) ・民生委員児童委員活動育成等事業(健) 	

具体的な「将来のあるべき姿」(案)	推進ビジョン策定以降の主な実績	指標(案)
<p>⑤「新しい生活様式」を踏まえながら、住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。</p>	<p>・区役所を中心とした地域づくりの取組(オンラインを活用した取組)(区)</p>	
<p>(3) 既存制度で対応しづらい課題に、地域におけるネットワークにより対応できている</p>		
<p>① 既存の制度の狭間のニーズ(ひきこもり、ダブルケア等)について、身近な相談支援機関が一旦受け止め、適切な相談支援機関につながっている。</p>	<p>・区役所や相談機関による包括的な相談支援ネットワークの構築(区) ・区役所地域みまもり支援センターの設置(区)</p>	
<p>② 複数の支援機関が関わる必要があるケースについて、支援機関間で適切な役割分担を行い、対象者に寄り添った支援が行われている。</p>	<p>・総合リハビリテーション推進センターによる包括的相談支援連携モデルの作成(健)</p>	<p>・参考となる指標を検討中</p>
<p>③ 地域の「声なき声」を見つけ、支援につなぐことができている。</p>	<p>・相談支援機関の人材育成等による世帯全体へのアセスメント(健・こ)</p>	

令和2年度

川崎区 中央第一地区カルテ

川崎市では、すべての市民を対象に、10年、20年先の将来も住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、地域の特徴に応じた地域包括ケアシステムの構築を進めています。

住民の皆様が地域のことを知り、今できることや、これからのように暮らしていきたいかななどを考えるきっかけとして活用いただくため「地区カルテ」を作成しました。



地域に入って活動する職員

こんなときに活用しよう！

見守り活動を始められないかな

活動を始める前に仲間と話し合うための資料が欲しいな



住み始めたこのまちのことを知りたいな

どんな人たちが住んでいるの？
地域の特徴や雰囲気は？



川崎に引っ越してきて地域を知りたい子育てパパ・ママ

地域の課題を考えている町内会・自治会の人たち

この地域に高齢者はどのくらいいるのかな？

川崎に長く住んでいるおばあちゃん



地域の活動をデータでわかりやすく伝えたい職員



この資料は、町内会・自治会を基本とした一定の地区を範囲として、全市を44地区に分け、地区ごとに共通した統計情報などを整理して作成しました。

※地区割りは概ね地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会の範囲を参考としています。

川崎区 | 中央第一地区



エリア

旭町、砂子、駅前本町、榎町、境町、新川通、鈴木町、東田町、富士見1丁目、堀之内町、本町、港町、宮前町、宮本町



参考)「川崎市統合型地図情報システム (マップスカワサキ)」

① 避難所等の地図

(川崎区版)

避難所や応急給水拠点などを掲載



参考) 川崎市防災マップ
(2019年11月1日現在の情報)

② ガイドマップかわさき

(モバイル端末用)

川崎市の「防災」「くらし」「まちづくり」の情報を案内する地図サイト



③ 川崎区ガイドマップ

区内の地図や見どころなどを掲載



参考) 川崎区ガイドマップ

人口などの基本的なデータは？



① 人口・世帯数は？

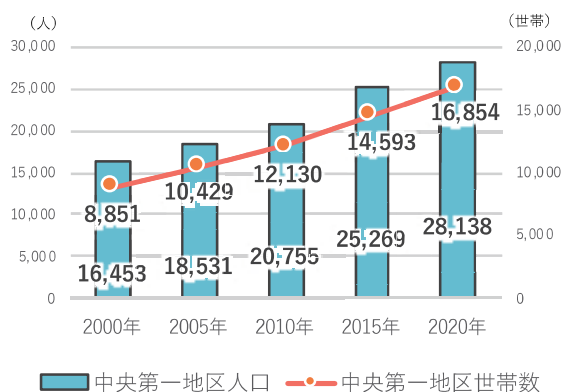
(人)

	人口 実数	世帯数 実数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	前期高齢者 人口 (65～74歳)	後期高齢者 人口 (75歳以上)
中央第一地区	28,138	16,854	3,208	20,729	4,201	2,278	1,923
川崎区	234,995	129,377	26,054	156,796	52,145	26,283	25,862
川崎市	1,521,233	762,487	193,323	1,024,209	303,701	150,196	153,505

※但し、世帯数については単位は世帯

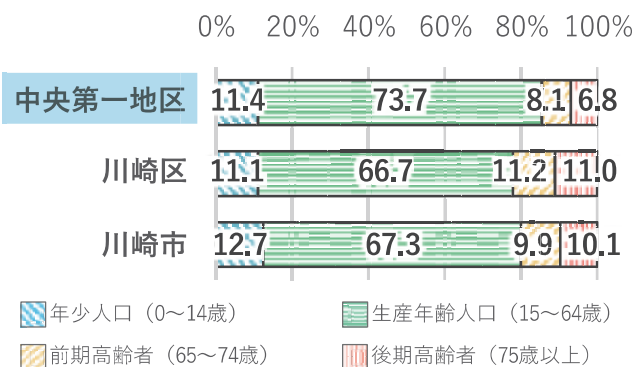
参考) 住民基本台帳 2020年9月末

② 人口・世帯数の変化は？



参考) 住民基本台帳 各年9月末

③ 子ども・高齢者の割合は？

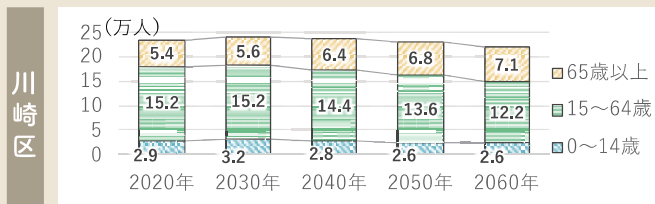
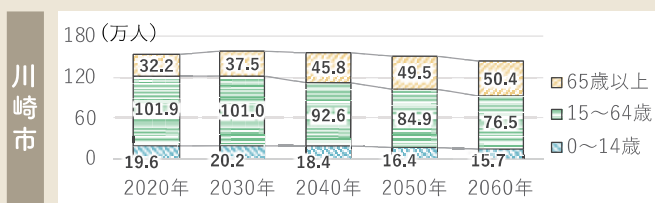


参考) 住民基本台帳 2020年9月末

関連する川崎区のデータ

④ 将来の人口推計は？

総人口のピークは、川崎市は約158.7万人(2030年頃)、川崎区は約24.0万人(2030年頃)と推計されています。



参考) 川崎市総合計画 第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計 (2017年)



人が増えている地域は、元気のある地域と見ていいですか？

そういった見方もあるかもしれませんが、一方で、地域の特徴を知るための情報は、統計データだけではありません。生活環境、地域活動、住んでいる人たち、普段の暮らしから得られる実感など様々な要素が関係してきます。

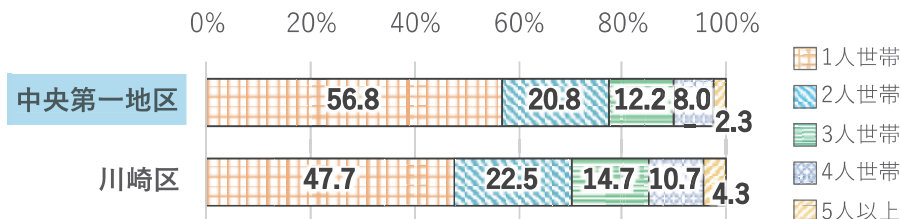


統計データは地域を知るための「手がかりのひとつ」ということですね。若い人の割合、子どもや高齢者の割合なども地域の特徴や潜在的なニーズを把握するための手がかりのひとつになりそうですね。

地域に住む人や建物の傾向は？



① ひとり暮らしが多い？ 家族で暮らす方が多い？

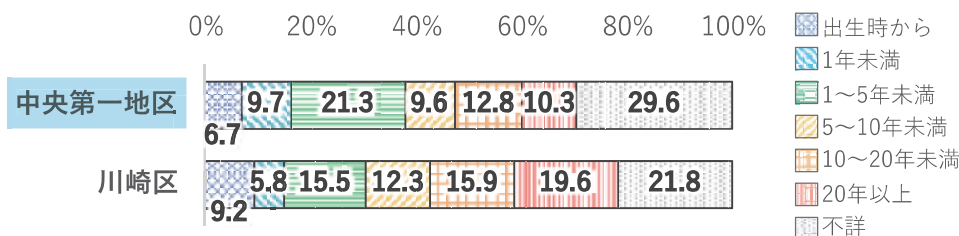


参考) 世帯構成(一般世帯)の割合 / 国勢調査 平成 27(2015)年 川崎市の人口(1) 第 43 表

ひとり暮らしが多い地域と、家族で暮らす方が多い地域では、地域の困りごとでも違うかもしれませんね。



② 長く住む人が多い？ 最近住み始めた人が多い？

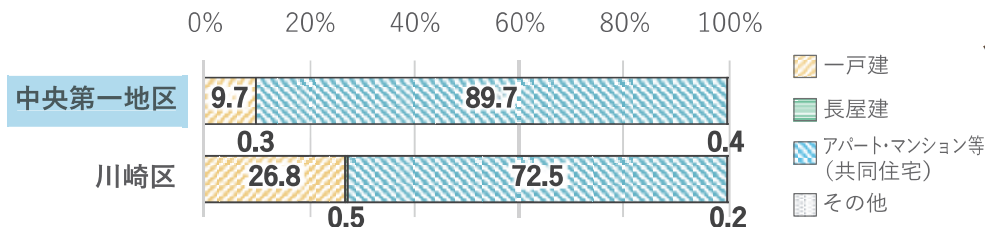


参考) 居住期間別人口割合 / 国勢調査 平成 27(2015)年 川崎市の人口(2) 第 14 表

長く住む人が多いほど、きっと顔見知りが多いのよね。いざという時に心強い気がするわ。



③ 一戸建が多い？ アパート・マンション等(共同住宅)が多い？



参考) 住宅の建て方別世帯割合 / 国勢調査 平成 27(2015)年 川崎市の人口(1) 第 46 表

一戸建の住宅が多い地域では、防犯パトロールの取組も大切なのかな。

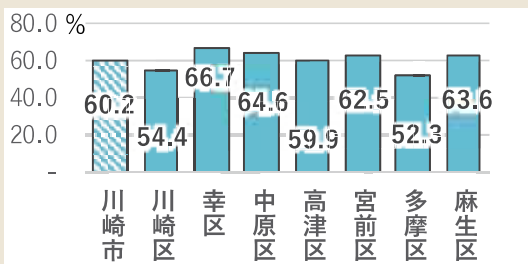


防災訓練の安否確認はマンションでも大切そうだな。エレベーターの閉じ込め救出訓練も大切になりそう。



関連する川崎区のデータ

④ 町内会・自治会の加入状況は？



参考) 川崎市統計書(令和元年版) 14 教育及び文化 第 21 表 住民組織加入状況

例えば・・・

- ◆「家族」で「長く」住む方が多い、「一戸建」の多い地域
- ◆「一人暮らし」で「アパート・マンション等」に住み「短期間」で引越してしまう方が多い地域

など、複数の統計データをみることで、地域の特徴が見えてくるかもしれません。





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市



地区カルテは、
川崎市公式ホームページでも公表しています。

右の QR コードからもアクセスできます。

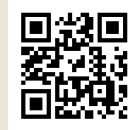


川崎市ホームページ
「地区カルテ」で
地域を知ろう！



川崎市地域包括ケアシステム
広報キャラクターあいちゃん

川崎市地域包括ケアシステムポータルサイトでは
川崎市の地ケア情報が満載！！



地ケアポータルサイト

包括的相談支援に関する取組

1. 取組の背景

- 平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、多様で複合的な地域生活課題について、分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の整備が規定された。
- 平成30年6月に実施した「包括的相談支援に関する実態調査」において、高齢者、障害者、児童家庭、医療といった分野ごとに重視される視点が異なることで、複合的な課題への対応が難しくなっていることが挙げられた。

2. 取組の経過

- 平成30年6月 包括的相談支援に関する実態調査を実施
- 令和 元年2月 包括的相談支援モデル検討プロジェクト設置（以降、5回開催）
【構成メンバー】
 地域包括支援センター、介護支援専門員、障害者相談支援センター、
 だいJOBセンター、区役所（地域支援課、高齢・障害課、保護課）
- 令和 3年7月 多機関連携支援モデル（2ケース）の策定

3. 多機関連携支援モデルの概要

- 複合的な課題のある事例のモデル的な支援方針と関係機関の役割を、第1段階から第3段階まで局面ごとに提示

- 合わせて、連携の原則などの考え方や、よくある疑問に対するQ&Aも掲載

【ケース1の概要】

本人：40代／身体障害
 配偶者：40代／精神疾患疑い
 子ども：3人（小中学生）
 ★本人は介護サービスが必要だが、配偶者がサービスの利用を拒否している

【ケース2の概要】

本人：70代／精神障害
 配偶者：70代・認知症の疑い
 子ども：40代／高次脳機能障害・ひきこもり
 ★夫婦とも意思決定が困難・要介護状態となるが、子どもにも生活能力がなく、介護サービスを導入できない

4. 今後の取組

- 今年度の後半を目途として、このモデルを活用した研修等を開始し、分野横断的な連携を中核となってコーディネートできる相談支援従事者の育成
- 全世代・全対象に対応する地域リハビリテーションセンターが相談機関をバックアップすることにより、様々なニーズのある相談にも包括的に対応

多機関連携支援モデル【ケース1】

【事例概要】

本人・家族について	概要
<p>40代 進行性疾患、身障1級 車いす使用 介護認定あり</p> <p style="text-align: center;">小学生 小学生 中学生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は脱水で入院するまで、介護保険サービスを利用していた。 ・退院後、夫がサービス利用や介護支援専門員の関わりを拒否し、関わる機関がなくなった。 ・本人は、ADLが低下し、サービス利用が必要な状態であったため、地域包括支援センターから区障害者支援係にも相談を行うも、夫の拒否があることを理由に関わってもらうことが出来なかった。

【支援方針】

世帯全体		
<p>①本人・家族の意向、現在の生活状況、夫がサービス拒否に至った理由等を把握（認識も含む）するとともに、関係構築を行う。</p> <p>②必要な情報を本人・家族に提供し、意思決定の支援を行うとともに、必要な支援が導入されるよう、関係者間で調整する。</p> <p>③状況の変化に応じて支援できる（危機介入を含む）体制づくりを構築しつつ、関わりを継続する。</p>		
本人	夫	子(3人)
<p>①日常生活・療養上の課題を抽出するとともに、本人が望む生活を維持できるよう、必要な医療・サービスを継続する。</p> <p>②心身状態を把握し、見守り等危機介入体制を確保する。</p>	<p>①病状やニーズを把握し、必要に応じて適切な医療に繋がるよう働きかけを行う。</p> <p>②サービス拒否の背景と併せて介護・子育ての負担感について情報収集を行い、関係改善の糸口とするとともに、夫が信頼して相談できる体制を構築する。</p> <p>③本人のサービス提供を継続し、夫の介護負担を減らしていく。</p> <p>④後方支援として、障害者支援係からアプローチ方法等アドバイスを得る。</p>	<p>①学校での様子も含め、教育や生活状況、心身状態の把握を行う。</p> <p>②安定した学校生活が送れるよう、見守り体制を構築し、危機介入も視野に関係機関と情報共有を行う。</p> <p>③困ったときに、こども達からSOSが出せる関係を構築するとともに、相談先の情報提供を行う。</p>

<p>コーディネーターの主な役割</p> <p>※必要に応じて、関係機関で役割分担可能</p> <p>1 情報集約 (現時点での対応について調整)</p> <p>2 カンファレンスの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援方針や目標の設定に向けた論点整理 出席者の選定、日程・会場の調整、会議の運営 <p>3 支援方針・目標の共有 (状況に応じて、1、2を再調整)</p>	<p>連携の原則</p> <p>1 役割分担の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯全体のコーディネーターは、本人・家族との関係性等を踏まえ、総合的に判断して決める。(どこが担うかは、支援場面毎に検討する。) 他機関は、コーディネーターをサポートする。 <p>2 本人・家族に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人・家族に関わる際は、自機関の担当分野に関わるニーズや生活状況、身体状況等の把握だけでなく、世帯全体の把握に努め、世帯全体との関係構築に努める。 <p>3 支援者間の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 区役所内の連携体制を構築するにあたり、原則として区役所内で最初に連絡を受けた部署が、情報収集・アセスメントして調整する。 把握した情報は、分野を越えて関係機関と情報共有を行う。(状況に変化が生じた場合は、早急に情報共有する) どの段階にあっても、危機介入に備える。 モニタリングは特定の機関だけで行うのではなく、状況に応じて多機関が連携して行う。 他の機関に繋ぐ場合は、相談先を伝えるだけでなく、動機づけを行う等適切に繋ぐ。 <p>4 支援方針</p> <ul style="list-style-type: none"> コーディネーターが決めるのではなく、チームで決定し、再アセスメントの時期も検討する。
<p>後方支援の内容</p> <p>1 情報共有</p> <p>2 ケースの見立て、助言、同行訪問</p> <p>3 より適切な支援機関の紹介・繋ぎ 等</p>	

適宜カンファレンスを開催

	第1段階 【インテーク～アセスメント】	第2段階 【サービス調整～支援計画の作成・実施】	第3段階 【モニタリング】
支援目標	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な支援が行えるよう、本人・家族と関係性を構築 世帯全体の状況を把握し、課題を整理 支援の方向性を見出し、各専門分野に支援を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 本人・家族に必要な情報を提供し、意思決定を支援 世帯全体の支援の方法・体制についても協議し、関係者間で役割分担 必要な支援、サービスの調整 子どもの見守り支援体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 状況の変化に応じて直接的な支援を開始する体制を構築 世帯全体の状況を把握し課題を整理する 必要に応じて支援計画を見直し(本人・家族と共有)
コーディネーター	<p>地域包括支援センター (今まで介護保険サービスを利用してのこと、介護支援専門員による支援が困難になったため)</p>	<p>①地域包括支援センター (本人・家族との関係性を踏まえ、包括が全体コーディネートを継続する場合)</p> <p>②障害者相談支援センター (本人の権利擁護等の観点から、障害者センターが全体コーディネートを担う場合)</p>	<p>①介護支援専門員(サービス導入に至った場合)</p> <p>②第2段階の体制を継続(サービス導入に至らない場合)</p>
高齢分野	<p>地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 前任の介護支援専門員及び介護事業所から情報収集 支援導入の糸口を探し、併せてアセスメントを実施 障害者相談支援センターに情報提供・支援依頼 医療機関から情報収集、定期的な診察の機会を確保 <p>区高齢者支援係</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの後方支援 必要時、障害者支援係・精神保健係、地域支援課との繋ぎ 	<p>地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当の介護支援専門員を探す 介護支援専門員の後方支援 <p>区高齢者支援係</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員及び地域包括支援センターの後方支援 <p>介護支援専門員・介護事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報共有を行うとともに、ケアプランを作成 本人に必要な医療・福祉サービスの調整 	<p>地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員の後方支援 <p>区高齢者支援係</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターの後方支援 <p>介護支援専門員</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人及び家族の状況をケアプランに反映 <p>介護事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス利用時に生活状況等確認
障害分野	<p>障害者相談支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> カンファレンスに参加し、支援開始の糸口を検討 アセスメントの実施 <p>区障害者支援係</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者相談支援センターの後方支援 虐待として動く必要があるか判断 <p>区精神保健係</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神保健分野の視点から助言 夫の精神症状等についてアセスメント 	<p>障害者相談支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害領域の視点から助言 <p>区障害者支援係</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者相談支援センターの後方支援 必要時在宅支援室と連携 <p>区精神保健係</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神保健分野の視点から助言 夫の希望があれば精神保健相談、受診に備える 必要時地域リハビリテーションセンターに後方支援を依頼 	<p>障害者相談支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫のニーズがあれば、福祉サービスの情報提供 夫が受診に繋がった場合、受診継続できるよう動機づけ <p>区障害者支援係、区精神保健係</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待発生時にはコアメンバー会議を開催 障害者相談支援センターの後方支援
児童分野	<p>区地域支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校と連携し、子どもの安否確認、生活状況等を把握 虐待のリスクについて評価を行う (虐待リスクがあると判断された場合は、要保護児童対策地域協議会で対応) <p>学校</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの登校状況及び生活状況を確認 	<p>区地域支援課(地域サポート係)、区学校・地域連携担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人・夫の相談支援(ニーズに応じて) 学校での見守り体制を構築しながら、子ども達がSOSを発信できる環境調整 必要に応じて、児童相談所と連携・要保護児童対策地域協議会で対応 <p>学校</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの登校状況及び生活状況を観察 	<p>地域支援課(地域サポート係)、区学校・地域連携担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校での見守り体制を維持 子どもの心身状況、養育環境等を把握、評価 <p>学校</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの登校状況及び生活状況を観察

※高齢分野と障害分野は、時間軸が異なることに留意

支援者から寄せられる、よくある疑問

Q&A

- 1 介護支援専門員は、本人と契約していなくても、関わってもらうことができますか。

契約をしていなくても、個人情報提供の同意があれば、必要に応じて地域包括支援センター等と連携して関わることはできます。

ただし、介護サービスの利用に至らない場合は、報酬を算定することができないので、契約している方と同じように関わることは難しくなります。(事業所によっては対応できない場合もあります。)

- 2 介護支援専門員が本人と契約していない場合は、どこまで介入できますか。

明確な線引きをすることは難しいですが、地域包括支援センターや行政と一緒に動いてくれるケースであれば、対応しやすくなります。

- 3 区役所高齢者支援係に、介護保険の2号被保険者(65歳未満の要支援・要介護認定者)に関する相談をしたところ、他の窓口の案内がありました。こうした場合は、どこに相談すればよいのでしょうか。

どの窓口でも、一旦は話を聞き、課題を共有した上で関係部署と情報共有や連携をしていくことが必要です。高齢者支援係でも、まずは相談をうかがい、内容に応じて関係部署につなげていきます。

- 4 区役所障害者支援係や障害者相談支援センターでは、サービスや制度の利用がないと、関わってもらえないことがあります。相談支援の対象にはならないのですか。

サービスの利用や希望がない場合も、相談支援の対象にはなりません。ただし、本人が支援の必要性を理解されていないことが想定されます。その場合は、時間をかけて支援のきっかけを探ることもあるため、すぐに関わり始めることができないことがあります。カンファレンスに出席したり、支援者をバックアップする等、支援に入る糸口を探しながら関わることはできます。

- 5 精神障害の疑いがあっても診断がない場合や、本人が拒否している場合、病識がない場合は、区役所精神保健係に介入してもらうことはできませんか。

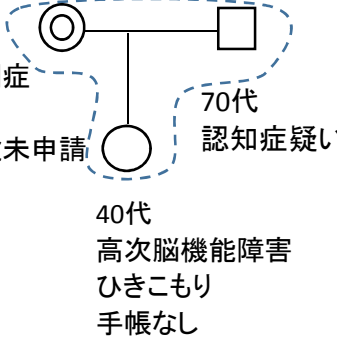
精神障害の疑いの段階から相談することは可能です。ただし、病識がない場合や、本人が拒否している場合は、区役所「精神保健係」という組織が関わることで、より難しい状況が生じる恐れがあることから、慎重な対応が必要になりますが、カンファレンスに出席したり、支援者をバックアップする等、支援に入るの糸口を探しながら関わることはできます。なお、介入のタイミングを待つ必要がある場合には、実際に動くまで時間がかかることもあります。

- 6 複数の分野にまたがる相談やニーズに対して、地域支援課ではどこまで対応してもらえますか。

相談の入口段階で、支援のきっかけづくりや、本人・家族との関係づくりに関わりながら、他機関が関われるように状況の整理や医療・福祉の両面からアセスメントを行った上で、関係する部署・機関に支援を引き継いでいくことができます。また、必要に応じて、引き続き支援のチームに入る場合もあります。

多機関連携支援モデル【ケース2】

【事例概要】

本人・家族について	概要
<p>70代 統合失調症 手帳なし 介護保険未申請</p>  <p>70代 認知症疑い</p> <p>40代 高次脳機能障害 ひきこもり 手帳なし</p> <p>※親族なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は30歳で統合失調症を発症、(未治療、受診もできていない)ここ数年は「近所の人が盗んだ」「警察に追われている」など被害妄想が強くなり、警察を呼ぶ騒ぎが続いている。最近では、筋力低下により、歩行時にふらつきがみられるようになった。 ・夫は65歳で大工を退職。貯蓄がなく、年金も少ないため生活保護受給となった。 ・夫は認知症状が進行し、最近では徘徊をすることが増えてきている。保護課から本人及び夫の介護保険申請等、支援の依頼が入り地域包括支援センターの介入に至った。 ・本人を入院させる必要があると、地域包括支援センターが区高齢者支援係に相談し、複数の精神科に相談するも、キーパーソンがいなかったことを理由に全て断られる。 ・長女は脳腫瘍の術後にてんかん発作を繰り返し、入退院を繰り返している。また、服薬管理ができなため、訪問看護を利用中。 ・これまで保護課ケースワーカーを中心に支援を行っていたが、貯金額が高くなり生活保護が廃止となった。しかし、収入が少ない状況は継続しており、将来的には再度生活保護を受給することが想定されている。

【支援方針】

世帯全体		
<p>①今後の見通しを本人家族と共有しながら、意思決定が適切に行われるよう支援するとともに、在宅生活の継続が可能かアセスメントを行う。</p> <p>②関係機関の役割を明確化し、世帯員それぞれに必要な医療やサービスを導入する。</p> <p>③権利擁護の観点から踏まえ、いつでも介入できる体制を構築し、適切な支援を継続する。</p> <p>④世帯の家計にも目を配り、再び生活保護が必要になったときに適切につなぐ。</p>		
本人	夫	長女
<p>①病状やニーズを把握し、必要な医療を継続する。</p> <p>②医療機関と連携して支援を行い、入院を含めた危機介入体制を構築する。</p> <p>③今後の見通しを立て、介護サービス導入等を行い、日常生活の安定を図る。</p> <p>④筋力低下を防ぐため、身体を動かす機会を確保する。</p>	<p>①身体状況や病状(徘徊の動機も含む)、ニーズ等を把握し、介護サービス等を活用して、安心して日常生活を過ごせるようにする。</p> <p>②必要に応じて成年後見制度の活用を検討する。</p>	<p>①必要な医療を継続し、状態把握に努めつつ、病状の安定を図る。</p> <p>②訪問看護と連携し、入退院を繰り返さないよう服薬管理等の調整を行うとともに、入院が必要となった際の調整を行う。</p> <p>③日常生活能力を把握し、自立に向けた支援内容を提案し、長女主体で実施できるようサポートする。</p>

コーディネーターの主な役割
 ※必要に応じて、関係機関で役割分担可能

- 1 情報集約**
 (現時点での対応について調整)
- 2 カンファレンスの開催**
 ・支援方針や目標の設定に向けた論点整理
 ・出席者の選定、日程・会場の調整、会議の運営
- 3 支援方針・目標の共有**

後方支援の内容

- 1 情報共有
- 2 ケースの見立て、助言、同行訪問
- 3 より適切な支援機関の紹介・繋ぎ 等

連携の原則

- 1 役割分担の考え方**
 ・世帯全体のコーディネーターは、本人・家族との関係性等を踏まえ、総合的に判断して決める。(どこが担うかは、支援場面毎に検討する。)
 ・他機関は、コーディネーターをサポートする。
- 2 本人・家族に対する対応**
 ・本人・家族に関わる際は、自機関の担当分野に関わるニーズや生活状況、身体状況等の把握だけでなく、世帯全体の把握に努め、世帯全体との関係構築に努める。
- 3 支援者間の対応**
 ・区役所内の連携体制を構築するにあたり、原則として区役所内で最初に連絡を受けた部署が、情報収集・アセスメントして調整する。
 ・把握した情報は、分野を越えて関係機関と情報共有を行う。(状況に変化が生じた場合は、早急に情報共有する)
 ・どの段階にあっても、危機介入に備える。
 ・モニタリングは特定の機関だけで行うのではなく、状況に応じて多機関が連携して行う。
 ・他の機関に繋ぐ場合は、相談先を伝えるだけでなく、動機づけを行う等適切に繋ぐ。
- 4 支援方針**
 ・コーディネーターが決めるのではなく、チームで決定し、再アセスメントの時期も検討する。

各機関の役割

適宜カンファレンスを開催

	第1段階 【インテーク～アセスメント】	第2段階 【サービス調整～支援計画の作成・実施】	第3段階 【モニタリング】
支援目標	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な支援が行えるよう、本人・家族と関係性を構築 世帯全体の状況を把握し、課題を整理 支援の方向性を見出し、各専門分野に支援を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 本人・家族に必要な情報を提供し、意思決定を支援 世帯全体の支援の方法・体制についても協議し、関係者間で役割分担 必要な支援、サービスの調整 	<ul style="list-style-type: none"> 状況の変化に応じて直接的な支援を開始する体制を構築 世帯全体の状況を把握し課題を整理する 必要に応じて支援計画を見直し(本人・家族と共有)
コーディネーター	①地域包括支援センター (障害者相談支援センター) ※これまでの関わりや、世帯のニーズを考慮しながら柔軟に対応	①地域包括支援センター (障害者相談支援センター) ※これまでの関わりや、世帯のニーズを考慮しながら柔軟に対応	①介護支援専門員 (サービス導入に至った場合) ②第1、第2段階の体制を継続 (サービス導入に至らない場合)
高齢分野	地域包括支援センター ・本人及び家族の心身状況・生活状況・経済状況・近隣との関わりを把握し、アセスメントを実施 区高齢者支援係 ・地域包括支援センターの後方支援	地域包括支援センター ・担当の介護支援専門員を探す(本人・夫) ・本人及び夫の医療に関する調整 ・本人及び夫の成年後見制度活用について検討 ・介護支援専門員の後方支援 区高齢者支援係 ・介護支援専門員及び地域包括支援センターの後方支援 介護支援専門員・介護事業所 ・関係機関との情報共有を行うとともに、ケアプランを作成(本人・夫) ・本人に必要な医療・福祉サービスの調整	地域包括支援センター ・介護支援専門員の後方支援 区高齢者支援係 ・地域包括支援センターの後方支援 ・成年後見市長申立となった場合の支援 介護支援専門員 ・本人及び家族の状況をケアプランに反映し、必要に応じてプラン見直し(本人・夫) ・長女の心身状況・生活状況を把握しつつ、介護者としての相談を受ける 介護事業所 ・サービス利用時に身体状況や生活状況等の確認
障害分野	障害者相談支援センター ・長女の心身状況・生活状況・病状・日常生活能力等を把握し、意思確認及び評価 区精神保健係 ・障害者相談支援センターの協力依頼 ・地域包括支援センター等関係機関への助言・後方支援 ・一般精神保健相談の利用調整 ・本人の入院の緊急性について判断	障害者相談支援センター ・本人・家族の支援について、障害領域の視点から助言 ・日中活動先への通所も含めた社会参加の方法についてアプローチ ・金銭管理を目的としたあんしんセンターの利用提案 区精神保健係 ・障害者相談支援センターの後方支援 ・必要に応じて本人の入院調整 ・長女の子精神保健手帳申請と障害者総合支援法による居宅介護の調整	障害者相談支援センター ・長女の心身状況・生活状況を把握 ・主治医や訪問看護と連携しながら長女の再入院を予防する支援を行う。 区精神保健係 ・障害者相談支援センターの後方支援 ・本人入院の場合は、退院後の在宅生活に向けて医療機関等と連携し支援体制を構築 ・長女の見守り体制構築と、在宅生活継続の見極め ・長女の適切な医療継続の支援 ・必要に応じて長女の成年後見制度利用の検討 障害事業所 ・長女の障害特性に応じて、長女主体で実施できる自立支援プランを検討・実施
保護課	保護課 ・生活保護受給時の状況について、生活歴や金銭管理等について支援者に引継ぎ		保護課 ・保護再開時の支援

※高齢分野と障害分野は、時間軸が異なることにも留意

支援者から寄せられる、よくある疑問

Q&A

- 1 本人が精神科への入院が必要と思われる場合、区役所精神保健係に入院医療機関との調整や、病院への移送を行ってもらうことはできますか。

自傷他害の恐れがない場合、精神科への入院は、本人の同意が必要となります。
強制的な病院への移送については、精神保健福祉法に基づき、警察官からの通報等を踏まえた対応以外は認められておらず、それ以外のケースについては、本人への粘り強い説得や家族による同行等の手段を検討する必要があります。

- 2 支援の必要性は認められるが援助希求がない方に対して、区役所精神保健係として、何らかの支援できることがありますか。（精神保健福祉法第23条に基づく介入以前の対応はできますか。）

支援者への情報提供や助言等の後方支援を行うことは可能ですが、区役所精神保健係として直接支援することは難しい場合があります。区役所「精神保健係」という組織が関わることで、より難しい状況が生じる恐れがあるため、直接介入には慎重な検討が必要になります。

- 3 認知症等の高齢者は、区役所精神保健係の相談対象になりますか。

支援の対象です。本人や家族の話を聞きながら、精神保健としての関わり方や支援方法について検討していきますが、実際に直接支援を担当するかどうかは、ケースによって異なります。（区高齢者支援係や地域包括支援センターと調整）

- 4 統合失調症等の精神疾患がある高齢者の場合、区役所高齢者支援係や地域包括支援センターの相談対象になりますか。

支援の対象です。本人や家族の話を聞きながら、高齢者支援としての関わり方や支援方法について検討していきますが、実際に直接支援を担当するかどうかは、ケースによって異なります。（区精神保健係や障害者相談支援センターと調整）

- 5 区役所高齢者支援係や地域包括支援センターでは、地域の高齢者の金銭管理に、どこまで関わることができますか。

金銭管理が必要と思われる高齢者については、支援者等から情報収集を行いながら、成年後見制度や、あんしんセンターの活用等をはじめとした対応を検討します。（区役所や地域包括支援センターは、通帳やキャッシュカードを預かることはできません。）

- 6 区役所保護課では、生活保護廃止後も継続支援が必要な場合、どのような関わりができますか。

保護廃止となる前に、関係機関への情報提供等引継ぎを行います。その際は必要に応じてカンファレンスを開催し、支援が途切れないよう調整を行います。

- 7 生活保護廃止となったケースが、再び受給することになった場合、区役所保護課にコーディネーターを担ってもらえますか。

区役所保護課は、生活費や医療費の支給、就労支援等を行うとともに、介護福祉サービスや成年後見制度の利用が必要な場合には、高齢者分野や障害者分野の支援に繋ぐなど、チームの一員として一緒に動いていきますが、コーディネーターの役割を担うかどうかは、ケースによって異なります。